

宮崎県公報
別冊

令和4年4月4日付けで公表した令和3年度
包括外部監査の結果に基づき、又は当該監査の
結果を参考として講じた措置の状況について

令和5年1月

宮崎県監査委員

1 包括外部監査の特定事件

指定管理者制度導入施設の管理運営及び財務事務の執行について

2 包括外部監査の結果に基づく措置

令和2年4月1日現在における全ての指定管理者制度導入施設を対象として、令和3年8月18日から令和4年3月17日までの間に、制度所管課、施設所管課及び指定管理者に対し監査を実施した。（うち10施設は現地視察を実施）

その結果、制度所管課及び施設所管課併せて166件の事項について、改善の措置を講ずるよう文書で通知を行った。

該当機関からの講じた措置の報告については、次のとおりである。

区分	監査結果	講じた措置報告
指摘事項	48	48
意見	118	118
計	166	166

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
【総括・制度所管課】				
○ 総務部				
意見	<p>1者応募について</p> <p>指定管理候補者の募集に際しては、競争性を確保するため、制度所管課と各施設所管課とで、県公報、県ホームページ、新聞、テレビ、ラジオ、経済団体の広報誌等様々な媒体による広報を行っている。しかし、広報の強化のみでは競争性の確保は限定的であり、各業界団体等へのヒアリング等が望ましいと考えられる。</p> <p>応募は1者のみであるが現地説明会には複数参加している施設もあるようである。各施設所管課が1者応募解消に向けた取り組みを行うことはもとより、県全体として施設所管課のみでなく制度所管課も共に原因、対策を検討し、取り組まれることを望む。施設によってはサウンディング型市場調査の実施を検討されるのも一案と考える。</p>	<p>専門性の高い業務内容となる施設等の一者応募の常態化を踏まえ、他都道府県の状況等を調査し、非公募の導入について検討を行う。</p> <p>施設所管課においては、複数応募による競争性を担保するため、現地説明会や募集期間中の問い合わせ等、機会を捉えて応募を検討している企業からヒアリングを行い、各業界団体等の状況や、当該指定管理施設の募集にあたっての課題を把握するとともに、募集における工夫を行うよう、施設所管課を指導した。</p>	人事課行政 改革推進室	12
意見	<p>指定管理候補者選定委員会委員の利害関係の確認について</p> <p>指定管理候補者選定委員会の委員については、一般的に利害関係者と考えられる者については委員に選任しないよう努めることとしている（「指定管理者指定手続等の手引」）が、定型の様式がなく、施設所管課任せになっており、利害関係を確認していないところもあった。</p> <p>県全体として利害関係の有無を確認するため、委員就任時の委嘱承諾書に利害関係がない旨を記載する等の統一した様式の作成を検討し、各施設所管課へ周知を図られたい。</p>	<p>委員選出時に活用できるよう制度所管課において利害関係チェックリストを作成するとともに、施設所管課において作成している委員の就任承諾書にも、同等のチェック項目を加えるよう通知した。</p>	人事課行政 改革推進室	13

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
意見	<p>協定書の内容の事前確認について</p> <p>今回の監査で各施設所管課の協定書の内容について、リスク分担、修繕費等の考え方、自主事業内容、モニタリング内容等の多くの課題が発見されている。</p> <p>これらは各施設所管課の知識不足、経験不足等によると考えられるが、協定書の内容は指定管理者に与える影響が大きいことから、各施設所管課が締結予定の協定書について、事前にレビュー等のチェックを行うといった取り組みを検討されたい。</p>	<p>協定書のあり方については、説明会等を通して担当者の知識の習得を図ることとしている。</p> <p>また、年度協定書及び基本協定書については、必要事項を示した標準例を定めていることから、標準例から内容を大きく変更することがある場合には、事前に制度所管課に相談するよう指導した。</p>	人事課行政 改革推進室	13
意見	<p>外部第三者委託に関する承認等について</p> <p>外部の第三者への委託が行われているが、その承認内容等は施設所管課によって異なっている。</p> <p>第三者への委託事例は多く、承認を行っていない、承認していたとしても細部まで確認していないといった事例が多く見受けられた。具体的な留意事項等を明確にするため、県全体で、再委託承認に係る統一様式の作成、再委託承認にあたり確認すべき事項等を検討されたい。</p>	<p>指定管理者が業務の一部を第三者に委託する場合は、県の承認が必要であることから手続を確実にすること、また、その際の報告等については手引に記載しており、これに沿った対応となるよう施設所管課を指導した。</p> <p>なお、様式の統一については、その必要性を含め、今後制度所管課において整理を行う。</p>	人事課行政 改革推進室	13

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
意見	<p>業務報告書、事業報告書に関する審査内容について</p> <p>「指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領（以下「モニタリング実施要領」という。）」には、主な審査内容の記載がある。しかし、各施設所管課で審査自体は実施されているものの項目に基づく審査実施の証跡が残されている事例はほとんどなかった。審査内容について、県としての統一的な実施方法や具体的な対応方法を検討することが望まれる。</p> <p>また、平成21年度の包括外部監査報告書では、業務報告書等に関するチェックリストの作成及び運用が意見として記載されていた。</p> <p>しかし、チェックリストの作成、運用についてチェックリスト自体が存在しないケースや業務報告書、事業報告書（書面審査）のチェックリストと実地調査時のチェックリストを混同しているケース等が散見された。審査を効率的、効果的に実施するためにチェックリストのルール化、運用について検討が必要である。具体的には様式例を定め、モニタリング実施要領との関連性を明確にすることが望まれる。</p>	<p>業務報告書、事業報告書に関する審査を施設所管課において統一的に確実に実施できるよう、それぞれのチェックシートの標準例を様式として新たに定め、あわせてモニタリング実施要領を改訂し、施設所管課へ通知した。</p>	<p>人事課行政 改革推進室</p>	<p>14</p>

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
指摘事項	<p>決算書等報告に関する審査表について</p> <p>決算書等報告にあたっては指定管理者の財務内容の分析のため審査表を作成する旨がモニタリング実施要領に記載されている。しかし、各施設所管課で具体的に財務分析が実施されている事例はなかった。</p> <p>審査表の様式がないこと、具体的なチェック内容は不明瞭であること等を理由に、各施設所管課で運用されていなかった。このため、審査表の様式を作成するとともにチェック内容を具体的に定めるべきである。</p>	施設所管課が施設の財務状況について把握し、必要に応じて財務改善の助言及び指導を行えるよう、新たに決算書等に係る審査表の標準例を定めるとともに、企業の決算状況を分析するための様式を作成し、モニタリング実施要領を改訂の上、施設所管課へ通知した。	人事課行政 改革推進室	15
意見	<p>第三者評価について</p> <p>第三者評価は次期指定管理候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）時に行っている。議事録はあり各種意見が委員から出されている。しかし、当該内容の集約等が行われていない。また、選定がまとめて行われる施設もあり、評価・検討時間が短すぎると感じられる施設もあった。</p> <p>第三者評価の意見等を集約し、「管理運営評価」に別途記載欄を設ける等により評価の客観性が一層確保される。検討課題の多い施設については選定委員会とは別に時間をかけて第三者評価を実施したほうが前述した1者応募の課題等も含め多様な意見を集約していけるものと考えらる。</p>	指定管理施設における現在の管理運営状況の評価等（第三者評価）については、手引に「管理運営実績・評価の制度改善への反映」として記載しており、手引に沿った対応を行い、特に検討課題の多い施設や複数の施設を管理する指定管理者については、選定委員会において十分な時間の確保や内容の充実を図り、適切な評価や検証を行うよう、施設所管課を指導した。	人事課行政 改革推進室	16

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
意見	<p>事業計画書のモニタリング実施要領への記載等について</p> <p>事業計画書は指定期間の各年度が始まる前に指定管理者に提出を求めており、基本協定書には記載されている。業務報告書及び事業報告書の審査については、モニタリング実施要領に審査事項等の記載がある。しかし、事業計画書に対する審査については、各年度の事業開始前に施設所管課において審査されていると思われるが、その審査事項等（スケジュール、内容、目標等）についてはモニタリング実施要領には記載がない。</p> <p>よって、事業計画書についてもPDCA（審査された適切な事業計画書に沿った業務が実施されたかどうか、事業報告書により業務内容の検討改善が行われる）や審査の観点からモニタリング実施要領に記載しモニタリングをより効果的に実施することを検討されたい。また、審査結果についてはチェックリスト等により証跡を残すことが望まれる。</p>	<p>事業計画書は、毎月提出される業務報告書のモニタリングを行う際、業務報告書と照合し進捗確認を行い、必要に応じて改善を指示する流れとなっている。今回業務報告書のチェックシートの標準例を新たに策定し、当該チェックシートにより事業計画のPDCAについて十分審査し、確認結果について証跡を残すよう施設所管課を指導した。</p>	人事課行政 改革推進室	16
意見	<p>指定管理者制度の知識習得について</p> <p>施設所管課の担当者に各種ヒアリングを実施したが、全般的に指定管理者制度に対する知識不足が感じられた。人事異動により担当者の変更が一定期間で行われるため、指定管理者制度に対する知識を担当者が個別に習得することは容易でないと考えられる。</p> <p>研修会の定期的な実施等、知識習得のための取り組みを県全体として強化されたい。</p>	<p>令和4年度から担当者説明会を開催し、指定管理者制度における方針や基本的な所管課の業務について研修を実施した。</p> <p>また、制度所管課及び全施設所管課の担当者間で自由に意見交換や情報共有が行えるようMicrosoftTeamsを活用した体制を整備している。</p>	人事課行政 改革推進室	16

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
【各論・施設所管課】				
○総合政策部				
1. 宮崎県男女共同参画センター				
意見	1者応募について 競争性確保のために広報等に力を入れることも必要な施策とは考えるが、応募に当たっての参入障壁を明らかにし、当該障壁を取り除くことを検討すべきである。	複数応募による競争性を担保するため、現地説明会や募集期間中の問い合わせ等、機会を捉えて応募を検討している企業からヒアリングを行い、各業界団体等の状況や、当該指定管理施設の募集にあたっての課題を把握するとともに、募集における工夫を行い、制度所管課と情報共有する。	生活・協働・男女参画課	73
指摘事項	施設内に指定管理者の本社機能がある場合の対応について 指定管理者の場合、施設の中に本社機能があるにもかかわらず本社機能と指定管理者の事務所としての機能が不明確であったり、明確な場合にも行政財産の目的外使用許可手続がなされなかったりしている。行政財産の目的外使用許可手続を行っている他の団体との公平性を保つためにも、何らかの対応が必要と考える。	本社の業務を行う事務スペースについて、行政財産の目的外使用許可手続を行い、令和4年5月27日に令和5年3月末日までの使用許可を得た。今後も毎年手続を行う。	生活・協働・男女参画課	73
意見	事業報告書提出時期について 基本協定書には事業報告書を毎年度終了後30日以内に提出することと記載されているが、令和2年度の事業報告書は提出日と受付日が令和3年3月31日となっていた。事実上事業年度末日に事業報告書提出は無理なはずであるから、別途履行確認の方法を検討すべきと考える。	年度内に必要な履行確認については、毎月の業務報告書や指定管理者への聞き取り等により適切に行う。 なお、令和3年度の事業報告書は4月28日に提出を受け、履行確認の内容と齟齬がないことを確認した。	生活・協働・男女参画課	74

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
意見	<p>実地調査の審査について</p> <p>「指定管理者指定手続等の手引」記載の制度所管課に提出する実地調査時のチェックリストはあり、審査ポイントにつき確認がなされていた。しかし、所見の欄に記載されていたコメントは皆無に近い状態であった。</p> <p>特に収支の状況について収支決算書の数値の何をもって「適」と評価したのか不明であった。指定管理者は指定管理施設に関する試算表及び総勘定元帳を作成しているのであるから、県は収支決算書と会計データとの整合性確認や元帳通査による支出内容の適正性をモニタリングすべきである。</p>	<p>経理及び収支の状況について会計帳簿、支出関係書類等により適正に行われているか調査・確認し、その内容を所見の欄に記載する。</p>	生活・協働・男女参画課	74
指摘事項	<p>決算書等報告の審査表について</p> <p>指定管理者の決算書の入手は行っているが、「指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領」に記載されている審査表は作成していない。</p> <p>指定管理者の経営困難等を理由とした指定の取消しがなされている自治体の事例もある。こうしたリスクに備えるため、指定管理者が安定的、継続的に公の施設の管理運営業務を実施できる状況にあるかどうかを確認することが必要である。</p> <p>決算書を入手する意義を再確認し、審査表の作成を確実に行うべきである。</p>	<p>新たに策定された審査表により施設の財務状況について審査し、指定管理者へ財務改善の助言及び指導を行う。</p>	生活・協働・男女参画課	74

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
2. 宮崎県立芸術劇場（メディキット県民文化センター）				
意見	<p>指定管理者の公募について</p> <p>本施設の課題等を踏まえると、県が指定管理者として選定できる事業者は、現時点においては本財団法人以外にはないと考えられる。</p> <p>このため、県は、本施設及び本財団法人の状況を考慮し、上記の課題等が将来的に解消又は一定の整理がされることにより応募の環境が整うまでの間、指定管理者の選定は非公募によることを検討されたい。非公募により指定管理者を選定することで、公募手続に係る事務負担を軽減できるだけでなく、本財団法人の役職員の雇用維持、ひいては本施設の継続的かつ安定的な運営が期待され、新宮崎県公社等改革指針の内容にも沿うものになる。</p>	<p>他都道府県の状況等を調査し、非公募の導入について検討を行う。</p>	<p>みやざき文化振興課</p>	<p>79</p>
意見	<p>指定管理候補者選定委員会の委員の利害関係について</p> <p>県に対して、委員の選定にあたり指定管理者と利害関係がない旨を確認しているかを質問したところ、利害関係者と考えられる者は委員として選任しないようにしているが、利害関係がない旨を記載した書面は入手してないとの回答を得た。</p> <p>利害関係の有無の確認方法について書面で把握しない場合、正確性、責任の所在等が不明瞭になる可能性があるとともに、担当者の異動等により事実関係が把握できない可能性もある。</p> <p>このため、県は、利害関係の確認にあたっては、書面により事実を確認されたい。</p>	<p>新たに策定される利害関係チェックリストを委員選出時に活用するとともに、委員の就任承諾書にも、利害関係がない旨を確認するチェック項目を加え、事実確認を行う。</p>	<p>みやざき文化振興課</p>	<p>80</p>

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
意見	<p>令和2年度の指定管理料額について</p> <p>指定管理者が提案した金額と年度協定書における指定管理料の額が異なる場合、特に、提案した金額より少ない額で年度協定書の指定管理料の額が決定される場合においては、指定管理者へ過度な負担を強いて年度協定書の締結に至っている可能性を否定できず、また、指定管理料の額の妥当性にも疑念が生じかねない。</p> <p>このため、県は、年度協定書における指定管理料の額を決定するに際し、指定管理者が提案した金額と異なる金額で締結する場合には、指定管理者と行った具体的な協議内容を文書化すべきである。</p>	<p>指定管理者が提案した額より少ない金額で決定した理由としては、提案額は全職員の給与を指定管理者が支払うことを想定しているが、県から派遣している職員の給与については、県が直接負担することとなり、その差額が生じていることによるものである。指定管理者に負担を強いているものではないが、指定管理料の額が指定管理者が提案した額と異なる場合は、年度協定を締結する前に協議書を交わすことで、金額について同意した証拠を残すようにする。</p>	みやぎき文化振興課	80
意見	<p>修繕費に係る指定管理者の負担について</p> <p>基本協定書の修繕の具体的な内容、対象範囲が不明瞭である。また、指定管理者が負担すべき修繕費の上限額が定められていない。指定管理者に過度な修繕を負わせる可能性があるとともに、年間修繕金額が多額となる場合は、指定管理者が修繕を控え、本来は修繕すべきと考えられる箇所が適時に修繕されない可能性もある。</p> <p>これらを踏まえ、県は、指定管理者が負担すべき修繕の対象を明確化するとともに、修繕の上限額として責任限度額を定め、これを超えて修繕する必要が生じた場合には、県が直接修繕することや追加で必要な修繕費分の指定管理料を指定管理者へ支払うこと等を検討し、基本協定書等に内容を明示されたい。</p>	<p>修繕費用が多額となるような工事等については劇場と協議の上あらかじめリストアップし、予算措置をしておき、指定管理者に過度の負担を負わせているものではないが、一定金額以上の修繕等については、定例的なものについても県と協議した上で役割分担をする。また、リスク分担表の記載については、より判断しやすいものに改める。</p>	みやぎき文化振興課	81

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
意見	<p>県委託料を財源とした改修等工事について</p> <p>県は、令和2年度において、指定管理者へ設備の改修等に必要な費用を委託料として支出している。これを受けて、指定管理者は県からの委託料を財源に、各種の改修等の工事を発注している。</p> <p>基本協定書における指定管理者が施設、設備、備品、資料等の損傷時に負担すべきリスク分担の内容が不明瞭である。このため、改修等工事について、そもそも指定管理者が工事を行うべきか、県が工事を行うべきかが判別できない。</p> <p>ただし、工事等の内容を見ると、一般的に非定例的な工事であると考えられる。基本協定書によれば、非定例的工事であれば県がリスク負担すべきと考えられる。</p> <p>また、工事費用の財源を見ると、「南側三角部パネル補修工事」については、工事費の一部を指定管理者が負担している。リスク分担上、本来は県が工事費用を負担すべきと考えられるならば、指定管理者に負担させる根拠はない。</p> <p>このため、県は、基本協定書において指定管理者が負担すべき修繕の対象を明確化するとともに、県がリスク負担すべき改修工事等は、原則として県の費用負担の下、県で直接工事を実施されたい。また、例外的に指定管理者で工事する場合は、県と指定管理者とのリスク分担を整理した上で、県と指定管理者で行った協議内容等が明確に記載された文書を作成されたい。</p>	<p>県が(公財)宮崎県立芸術劇場に委託して行う工事については、指定管理業務とは異なる独立した契約に基づくものとして実施しており、このため、基本協定書の適用の範囲にあるものではない。また、南側三角部パネル補修は、強風による剥離に伴い緊急な対応が必要となったため、県と指定管理者の間で協議の上、県が修繕費用の大部分を負担する形で負担額を定めたものであり、指定管理者に過度な負担を負わせたものではないが、今後同様の事例が生じた場合には、協議内容を明記した文書の作成を行う。</p>	みやざき文化振興課	82

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
意見	<p>第三者への委託の承認手続について</p> <p>本施設においては、一部業務等について第三者への委託がされており、県は指定管理者へ事前の承認を行っている。しかし、当該承認の時点において、各業務に係る業者名、再委託予定額等の把握までは行っていない。第三者への委託が原則として禁止される趣旨は、事故の発生リスクの増大、事故発生時の責任の所在が不明確になること等が懸念されるためである。</p> <p>これらを踏まえると、県が第三者への委託の承認を行う際には、当該懸念の内容を踏まえ、委託に係る重要な事項を把握した上で、慎重に判断すべきである。ここで、委託に係る重要な事項には、第三者への委託予定の業務内容のみならず、委託予定業者名、委託予定金額等の情報も含まれると考える。</p> <p>このため、県は、再委託の承認を行う場合には、第三者へ委託予定の業務内容に加え、委託予定業者名、委託予定金額等の情報を把握し、慎重に判断されたい。</p>	<p>指定管理者が県へ再委託申請書を提出する際、委託予定の業務内容及び委託予定業者名、委託予定金額等を記載させ、内容を精査した後、再委託の承認を行う。</p>	<p>みやぎ文化振興課</p>	<p>83</p>

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
意見	<p>業務報告書及び事業報告書の審査について</p> <p>県が策定した「指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領」には、主な審査内容が記載されている。</p> <p>指定管理者が提出した業務報告書及び事業報告書については、県内部において稟議されているが、主な審査内容に基づき具体的な確認を実施した証跡は残されていない。</p> <p>業務報告書及び事業報告書に対する審査は、適切なモニタリングの実施や県が指定管理者制度運用に関する説明責任を果たす上で、重要な手続きである。</p> <p>このため、県は、主な審査内容を踏まえた具体的な審査の実施結果を証跡として残されたい。具体的には、審査内容についてチェックリスト等を作成し、モニタリング証跡を残すようにすることが望ましい。</p>	<p>新たに策定された業務報告書チェックシート及び事業報告書チェックシートにより審査し証跡を残すとともに、指定管理者へ業務改善の助言及び指導を行う。</p>	<p>みやぎ文化振興課</p>	<p>84</p>

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
指摘事項	<p>決算書等報告の審査表について</p> <p>本施設において、指定管理者である法人の決算書は入手されているが、「指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領」で求められる審査表は作成されていない。県によれば、指定管理者の財務分析については、公社等経営評価シートによって、流動比率等の財務状況を審査しており、公の施設の管理運営業務を実施できる状況にあるかどうかを確認することで、審査表の作成に代えているとのことである。</p> <p>しかし、公社等経営評価シートは公社等外郭団体の評価のために作成するものであるが、審査表は指定管理者のモニタリングのために作成するものであり、作成主旨が異なる。また、「審査表の作成については、公社等経営評価シートの審査によって代えている」旨を記載した文書は特段ない。さらに、指定管理者に対してどのような分析を行い、その結果としての問題の有無等を記載した文書はない。</p> <p>これらを踏まえると、「指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領」で求められる審査表の作成は実質的に行われていると言いはし難い。</p> <p>このため、県は、法人の決算書を入手する意義を再確認し、審査表の作成を行い、具体的な審査を行うべきである。</p>	新たに策定された審査表により施設の財務状況について審査し、指定管理者へ財務改善の助言及び指導を行う。	みやぎ文化振興課	85

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
【各論・施設所管課】				
○総務部				
3. 宮崎県東京学生寮				
意見	<p>1者応募について</p> <p>令和2年度の指定管理者選定時の応募は1者のみとなっており、選定時の競争性が確保されていない。</p> <p>現地説明会に複数参加しているにもかかわらず応募が1者の理由を質問したところ原因追及していないとのことであった。競争性確保のために広報等に力を入れることも必要な施策とは考えるが、現地説明会に参加して応募していないところに応募しなかった理由をヒアリングして何が応募に当たったの障壁になったかを明らかにし、当該障壁を取り除くことを検討すべきである。</p>	<p>複数応募による競争性を担保するため、現地説明会や募集期間中の問い合わせ等、機会を捉えて応募を検討している企業からヒアリングを行い、各業界団体等の状況や、当該指定管理施設の募集にあたっての課題を把握するとともに、募集における工夫を行い、制度所管課と情報共有する。</p>	財産総合管理課	92
意見	<p>自主事業について</p> <p>指定管理者は自主事業としてコインランドリー事業を行っている。募集要領によれば実施前の県の承認、協定締結時の協議が定められている。また、県によれば、自主事業は事業計画書において示され、業務仕様書の⑭その他東京学生寮の管理運営に必要な業務に入っているとのことであった。</p> <p>自主事業について事業計画書には明示されておらず、収支計画書に記載があるのみとなっており、業務仕様書にもはっきりとは示されていない。自主事業の承認プロセスが明らかになるように文書化するとともに仕様書、協定書にも記載をして指定管理者と県との間での自主事業に関する合意を明確化しておくべきと考える。</p>	<p>宮崎県東京学生寮が入る東京ビルは、再整備を予定しており、再整備後の宮崎県東京学生寮において指定管理者制度を導入する場合は、基本協定書で求める事業計画書記載事項の中に自主事業を追加し、年度毎に内容を確認・承認することで、自主事業に関する合意を明確化する。</p>	財産総合管理課	92

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
意見	<p>備品管理の規定方法について</p> <p>宮崎県東京ビルに関する備品管理の方法、報告については安全管理マニュアルの備品管理（台帳整備、備品管理）に規定されている。一方で学生寮については基本協定書に備品管理に関する定めがある。学生寮の備品管理は安全管理マニュアルに従って行う旨を基本協定書に定めることで備品管理の方法がより明確になるものとする。</p>	<p>現在、学生寮の備品は、安全管理マニュアルに従い、指定管理者から年に一度の報告がなされる等、適正に管理されている。</p> <p>東京ビル再整備後の宮崎県東京学生寮において指定管理者制度を導入する場合は、基本協定書の物品管理等の項目に、安全管理マニュアルに従って管理するよう明記する。</p>	財産総合管理課	93
意見	<p>第三者委託の検討資料について</p> <p>ビル設備の点検・保守・清掃等については指定管理者が第三者に委託している部分がある。毎年度第三者への再委託の承認を行っているが、再委託先は前年度と同じであった。再委託先検討の資料はないとのことであった。委託先検討の結果、合理的理由により同一業者への委託が継続することは問題ない。しかし、少なくとも指定期間当初においては複数の業者から見積りを徴する方法等で経費縮減又は適正価格の維持が図られるように再委託先の検討をし、検討資料を残すことが望まれる。</p>	<p>東京ビル再整備後の宮崎県東京学生寮において指定管理者制度を導入する場合は、第三者委託先について、指定期間当初に見積もり合わせ等により検討した上で決定し、検討資料について証跡を残すこととする。</p>	財産総合管理課	93

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
意見	<p>業務報告書及び事業報告書の審査について</p> <p>「指定管理者指定手続等の手引」記載の制度所管課に提出する実地調査時のチェックリストはあり、審査ポイントにつき確認がなされていた。しかし、業務報告書、事業報告書の審査ポイントにつきチェックリストを用いて確認する考えはなく、それらも実地調査時のチェックリストと混同しているかに思えた。</p> <p>各書類入手時に確認は行っているため担当者変更による漏れ防止や説明責任を果たすうえでモニタリング証跡をチェックリスト等により残すようにすべきである。</p>	<p>新たに策定された業務報告書チェックシート及び事業報告書チェックシートにより審査し証跡を残すとともに、指定管理者へ業務改善の助言及び指導を行う。</p>	財産総合管理課	93
指摘事項	<p>決算書等報告の審査表について</p> <p>指定管理者の決算書の入手は行っているが、「指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領」に記載されている審査表は作成していない。</p> <p>指定管理者の経営困難等を理由とした指定の取消しがなされている自治体の事例もある。こうしたリスクに備えるため、指定管理者が安定的、継続的に公の施設の管理運営業務を実施できる状況にあるかどうかを確認することが必要である。</p> <p>決算書を入手する意義を再確認し、審査表の作成を確実に行うべきである。</p>	<p>新たに策定された審査表により施設の財務状況について審査し、指定管理者へ財務改善の助言及び指導を行う。</p>	財産総合管理課	94

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
【各論・施設所管課】				
○ 福祉保健部				
4. 宮崎県福祉総合センター及び県立母子・父子福祉センター				
意見	<p>1者応募について</p> <p>第1期に複数者の応募があった以降、第2期からは1者のみの応募にとどまっている状況が続いている。県によれば、募集の段階で、複数の業者に応募への声掛けをしているものの、結果としては、現在の指定管理者以外に手を挙げるところがない、とのことであった。原則として施設の維持管理や定型的業務が主たる業務であり、県が指定期間を3年間としていることから、複数者からの応募がないことは問題があると考ええる。</p> <p>このため、県は、本施設に係る応募者の競争環境を確保するために、業界団体や関連業者へのヒアリング等の調査を通じて、複数者から応募されない具体的な原因を分析した上で、対応策を検討することが望まれる。</p>	<p>複数応募による競争性を担保するため、現地説明会や募集期間中の問い合わせ等、機会を捉えて応募を検討している企業からヒアリングを行い、各業界団体等の状況や、当該指定管理施設の募集にあたっての課題を把握するとともに、募集における工夫を行い、制度所管課と情報共有する。</p>	福祉保健課	98
意見	<p>自主事業について</p> <p>指定管理者は、自主事業としてヨガ教室やフラダンス教室等を主催しているが、その承認については、指定管理者選定時に提出される事業計画書の添付資料として自主事業計画書も提出され、それも含めて、県での包括的な指定管理者に関する選定となっているだけで、別途、自主事業に関する利用ごとに県の承認の文書があるわけではない。自主事業の承認プロセスが明らかになるように文書化するとともに仕様書、協定書にも記載をして指定管理者と県との間での自主事業に関する合意を明確化しておくべきと考える。</p>	<p>今後は、自主事業の承認プロセスが明らかになるように文書化するとともに仕様書、協定書にも記載する。</p>	福祉保健課	98

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
指摘事項	<p>再委託について</p> <p>基本協定書によれば、指定管理者がその業務の一部を第三者に委託する場合には、県の承認を得ることとなっているが、県への再委託業務の承認申請、県による承認という基本協定書に定める手続がなされていなかった。</p>	<p>県への承認申請がなされたかの確認を複数職員で行うなど、チェック体制を強化し再発防止を図る。</p>	福祉保健課	99
指摘事項	<p>収支差額について</p> <p>収支計算書を確認したところ、令和2年度の収支差額は、収入と諸費用の他に、本社管理費として費用を計上したため、結果としてゼロとなっていた。ヒアリングによれば、これまで本社管理費を計上していなかったが、指定管理者の本社の関与があることを明らかにするために、本社管理費を計上したとのことであった。</p> <p>本社管理費の計上自体を否定するつもりはないが、収入と諸費用の差額のすべてが本社管理費で、結果として収支差額がゼロという決算書は適切であるとは言えない。例えば、定額もしくは収入の一定割合という形で、本社管理費の計上の方法について事業計画書上で明らかにしたうえで、その方法に基づいた本社管理費の計上を行い、結果としての収支差額を算定しなければ、本来の指定管理施設の収支は明確にならないと考えられる。</p>	<p>今後は、事業計画書で本社管理費の計上方法について明確に記載し、その方法に基づいた本社管理費の計上を行う。</p>	福祉保健課	99

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
指摘事項	<p>過年度開示済みの「指定管理者制度導入施設の管理運営実績について」(調査票)の遡及修正について</p> <p>当該施設における令和元年度の指定管理者制度導入施設の管理運営実績についての調査票（ホームページで公開）では、平成30年度と令和元年度の収支差額がそれぞれ5,584千円、6,005千円として開示されているが、令和2年度のそれでは、平成30年度、令和元年度ともに収支差額がゼロとなっており、過年度に開示された収支差額の数値が遡及されて修正されていた。</p> <p>これまでも発生していたであろう本社管理費を計上したことにより、過年度の数値も修正したとのことであつたが、いったん公開された過年度の数値を遡って修正することは原則的には許されない措置であると考えられ、仮にそのような措置があつた場合でも、利用する読者が分かりやすいように、どの部分の数値を、どのような理由で修正を行ったのか、それらのことも分かりやすく調査票に記載すべきである。</p>	<p>今後、原則として過年度数値の修正は行わない。仮に修正が必要なケースが生じた場合は、調査票等に修正理由を明確に分かり易く記載する。</p>	福祉保健課	99
意見	<p>備品の管理について</p> <p>備品の管理については、運営委託開始時に、貸し付ける備品のリストを確認し、また年に一度、指定管理者とともに目視確認している。ただし、県自体で備品の実査を行っているわけではなく、またそのリストを持っているわけではない。今後は、指定管理者が実施した備品のチェックリストを入手するとともに、県自体もサンプリングで実査を実施するなどの対応が必要であり、それらを包括的に記載した業務仕様書の作成が必要であると考えられる。</p>	<p>今後は、指定管理者が実施した備品のチェックリストで、県がサンプリングで実査を実施する。</p> <p>また、それらを記載した業務仕様書の作成について検討する。</p>	福祉保健課	100

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
意見	<p>業務報告書及び事業報告書の審査について</p> <p>「指定管理者指定手続等の手引」記載の制度所管課に提出する実地調査時のチェックリストはあり、審査ポイントにつき確認がなされていた。しかし、業務報告書、事業報告書の審査ポイントにつきチェックリストを用いて確認する考えはなく、それらも実地調査時のチェックリストと混同しているかに思えた。</p> <p>各書類入手時に確認は行っているため担当者変更による漏れ防止や説明責任を果たすうえでモニタリング証跡をチェックリスト等を用いて残すようにすべきである。</p>	<p>新たに策定された業務報告書チェックシート及び事業報告書チェックシートにより審査し証跡を残すとともに、指定管理者へ業務改善の助言及び指導を行う。</p>	福祉保健課	100
指摘事項	<p>決算書等報告の審査表について</p> <p>指定管理者の決算書の入手は行っているが、「指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領」に記載されている審査表は作成していない。</p> <p>指定管理者の経営困難等を理由とした指定の取消しがなされている自治体の事例もある。こうしたリスクに備えるため、指定管理者が安定的、継続的に公の施設の管理運営業務を実施できる状況にあるかどうかを確認することが必要である。</p> <p>決算書を入手する意義を再確認し、審査表の作成を確実に行うべきである。</p>	<p>新たに策定された審査表により施設の財務状況について審査し、指定管理者へ財務改善の助言及び指導を行う。</p>	福祉保健課	100

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
5. 県立視覚障害者センター				
意見	1者応募について 令和2年度の指定管理者選定時の応募は1者のみとなっており、選定時の競争性が確保されていない。広報はホームページにより行っている。募集要項について条件等見直しを検討した調書は無かった。競争性確保のために施設所管課が広報等に力を入れることも必要な施策とは考えるが、広報の強化のみでは競争性の確保は限定的であり、各業界団体等へのヒアリング等が望ましいと考えられる。	複数応募による競争性を担保するため、現地説明会や募集期間中の問い合わせ等、機会を捉えて応募を検討している企業からヒアリングを行い、各業界団体等の状況や、当該指定管理施設の募集にあたっての課題を把握するとともに、募集における工夫を行い、制度所管課と情報共有する。	障がい福祉課	104
指摘事項	施設内に指定管理者の本社機能がある場合の対応について 指定管理者の場合、施設の中に本社機能があるにもかかわらず本社機能と指定管理者の事務所としての機能が不明確であったり、明確な場合にも行政財産の目的外使用許可手続がなされなかったりしている。行政財産の目的外使用許可手続を行っている他の団体との公平性を保つためにも、何らかの対応が必要と考える。	指定管理施設内における指定管理者の本社機能部分については、行政財産事務を取り扱う制度所管課とも十分調整の上、適切な対応方法について検討していく。	障がい福祉課	104

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
意見	<p>指定管理期間について</p> <p>当該施設は指定管理期間を3年としている。施設の運営においては一定の専門性が不可欠であるため指定管理期間を5年とする考え方もあるが、県は国庫補助の基準額に基づいて指定管理料の積算をしており、基準額の変更等行政の事情の変化に的確に対応するため3年としている。しかし九州内では佐賀県、長崎県及び鹿児島県が指定管理期間を5年としており、工夫すれば県が指定管理期間を3年としている理由に該当するケースは薄れているのではないかと推測するところである。したがって、指定管理期間を5年にしない理由を再検討すべきではないかと考える。</p>	<p>現行の指定管理期間の見直しについては、今後、指定管理者へのヒアリングや他県の同種施設の状況等について情報収集し、施設運営に係る指定管理者の財政的負担やサービス提供の質が恒常的に確保されるかなどを十分検証した上で、最適な期間設定について検討していく。</p>	障がい福祉課	105
意見	<p>指定管理料の算定について</p> <p>指定管理料算定においては過去の実績に基づいて行われているが、長年同じ指定管理者が続き、更に1者しか応募が来ない状況が続くと県が収集できる情報は当該指定管理者の実績しかないため、他者であれば縮減できる費用などが全く積算できない。よって、指定管理料積算において、現在の指定管理者実績しか情報が得られない場合においては、必要に応じて同種同規模の他県事例と比較して、著しい差異がないか検証するのが望ましい。</p>	<p>同種同規模の他県事例との比較検証について、他県で指定管理者となっている団体等の組織規模と保有する人的資源や地域ネットワーク、視覚障害者情報提供施設の設備投資状況は、各県における専門的人材の育成環境や経済的基盤などの地域性に依存する面も大きいと考えられ、当県へ還元できる情報内容かどうかは慎重に検討する必要があると考える。</p> <p>しかしながら、他県の指定管理料については、指定管理者選定に向けた参考資料として、活用を検討していきたい。</p>	障がい福祉課	105

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
意見	<p>実地調査の審査について</p> <p>「指定管理者指定手続等の手引」記載の制度所管課に提出する実地調査時のチェックリストはあり、審査ポイントにつき確認がなされていた。しかし、チェックリストに記載されている確認方法は制度所管課が示した一例のままであった。必要に応じて施設に適した具体的な確認方法の見直しを行い、モニタリングの実効性確保に努めるべきである。</p>	<p>実地調査においては、制度所管課が示している調査様式に基づき審査しているが、現行様式でもモニタリングの実効性は十分確保されているものとする。今後は、障がい福祉施策や社会状況の変化に応じ、必要に応じて追加すべき事項を検討していく。</p>	障がい福祉課	105
指摘事項	<p>決算書等報告の審査表について</p> <p>指定管理者の決算書の入手は行っているが、「指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領」に記載されている審査表は作成していない。</p> <p>指定管理者の経営困難等を理由とした指定の取消しがなされている自治体の事例もある。こうしたリスクに備えるため、指定管理者が安定的、継続的に公の施設の管理運営業務を実施できる状況にあるかどうかを確認することが必要である。</p> <p>決算書を入手する意義を再確認し、審査表の作成を確実に行うべきである。</p>	<p>新たに策定された審査表により施設の財務状況について審査し、指定管理者へ財務改善の助言及び指導を行う。</p>	障がい福祉課	105

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
6. 県立聴覚障害者センター				
意見	1者応募について 令和2年度の指定管理者選定時の応募は1者のみとなっており、選定時の競争性が確保されていない。広報はホームページにより行っている。募集要項について条件等見直しを検討した調書は無かった。競争性確保のために施設所管課が広報等に力を入れることも必要な施策とは考えるが、広報の強化のみでは競争性の確保は限定的であり、各業界団体等へのヒアリング等が望ましいと考えられる。	複数応募による競争性を担保するため、現地説明会や募集期間中の問い合わせ等、機会を捉えて応募を検討している企業からヒアリングを行い、各業界団体等の状況や、当該指定管理施設の募集にあたっての課題を把握するとともに、募集における工夫を行い、制度所管課と情報共有する。	障がい福祉課	109
指摘事項	施設内に指定管理者の本社機能がある場合の対応について 指定管理者の場合、施設の中に本社機能があるにもかかわらず本社機能と指定管理者の事務所としての機能が不明確であったり、明確な場合にも行政財産の目的外使用許可手続がなされなかったりしている。行政財産の目的外使用許可手続を行っている他の団体との公平性を保つためにも、何らかの対応が必要と考える。	指定管理施設内における指定管理者の本社機能部分については、行政財産事務を取り扱う制度所管課とも十分調整の上、適切な対応方法について検討していく。	障がい福祉課	109

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
意見	<p>指定管理期間について</p> <p>当該施設は指定管理期間を3年としている。施設の運営においては一定の専門性が不可欠であるため指定管理期間を5年とする考え方もあるが、県は国庫補助の基準額に基づいて指定管理料の積算をしており、基準額の変更等行政の事情の変化に的確に対応するため3年としている。しかし九州内では佐賀県、長崎県及び鹿児島県が指定管理期間を5年としており、工夫すれば県が指定管理期間を3年としている理由に該当するケースは薄れているのではないかと推測するところである。したがって、指定管理期間を5年にしない理由を再検討すべきではないかと考える。</p>	<p>現行の指定管理期間の見直しについては、今後、指定管理者へのヒアリングや他県の同種施設の状況等について情報収集し、施設運営に係る指定管理者の財政的負担やサービス提供の質が恒常的に確保されるかなどを十分検証した上で、最適な期間設定について検討していく。</p>	障がい福祉課	110
意見	<p>指定管理料の算定について</p> <p>指定管理料算定においては過去の実績に基づいて行われているが、長年同じ指定管理者が続き、更に1者しか応募が来ない状況が続くと県が収集できる情報は当該指定管理者の実績しかないため、他者であれば縮減できる費用などが全く積算できない。よって、指定管理料積算において、現在の指定管理者実績しか情報が得られない場合においては、必要に応じて同種同規模の他県事例と比較して、著しい差異がないか検証するのが望ましい。</p>	<p>同種同規模の他県事例との比較検証について、他県で指定管理者となっている団体等の組織規模と保有する人的資源や地域ネットワーク、聴覚障害者情報提供施設の設備投資状況は、各県における専門的人材の育成環境や経済的基盤などの地域性に依存する面も大きいと考えられ、当県へ還元できる情報内容かどうかは慎重に検討する必要があると考える。</p> <p>しかしながら、他県の指定管理料については、指定管理者選定に向けた参考資料として、活用を検討していく。</p>	障がい福祉課	110

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
意見	<p>実地調査の審査について</p> <p>「指定管理者指定手続等の手引」記載の制度所管課に提出する実地調査時のチェックリストはあり、審査ポイントにつき確認がなされていた。しかし、チェックリストに記載されている確認方法は制度所管課が示した一例のままであった。必要に応じて施設に適した具体的な確認方法の見直しを行い、モニタリングの実効性確保に努めるべきである。</p>	<p>実地調査においては、制度所管課が示している調査様式に基づき審査しているが、現行様式でもモニタリングの実効性は十分確保されているものとする。今後は、障がい福祉施策や社会状況の変化に応じ、必要に応じて追加すべき事項を検討していく。</p>	障がい福祉課	110
指摘事項	<p>決算書等報告の審査表について</p> <p>指定管理者の決算書の入手は行っているが、「指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領」に記載されている審査表は作成していない。</p> <p>指定管理者の経営困難等を理由とした指定の取消しがなされている自治体の事例もある。こうしたリスクに備えるため、指定管理者が安定的、継続的に公の施設の管理運営業務を実施できる状況にあるかどうかを確認することが必要である。</p> <p>決算書を入手する意義を再確認し、審査表の作成を確実に行うべきである。</p>	<p>新たに策定された審査表により施設の財務状況について審査し、指定管理者へ財務改善の助言及び指導を行う。</p>	障がい福祉課	110

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
7. 宮崎県青島青少年自然の家（宮崎県青島少年自然の家） 宮崎県むかばき青少年自然の家（宮崎県むかばき少年自然の家） 宮崎県御池青少年自然の家（宮崎県御池少年自然の家）				
意見	<p>3施設パッケージでの指定管理者募集について</p> <p>青島青少年自然の家、むかばき青少年自然の家、御池青少年自然の家の3施設については、1施設ごとにかなりの規模の施設であるだけでなく、地理的にかなり離れているところであるにも拘らず、3施設がパッケージでの指定管理者の募集を行っている。県によれば、3施設とも同一の理念に基づく施設であり、県から施設への連絡時に、1ヶ所にだけ連絡すれば済むという容易さの他、様々なメリットもあって、パッケージでの募集になっている、ということであった。</p> <p>しかし、第1期の指定管理期間では複数者の応募があった以降、第2期以降は1者の応募のみにとどまっております。競争が働かなくなっていることも事実である。県の事情で指定管理施設の募集方法を検討するだけでなく、如何に応募がしやすい環境を作るか、という視点から募集方法を工夫するとすれば、1施設ごとにそれぞれ指定管理者を募集するという方法も一つの方法であると考えられる。</p>	<p>青少年自然の家3施設をパッケージとして募集することについては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3施設間での人員交流、異動への対応等による効率的な人員の配置及び、3施設の一定水準以上の運営ノウハウの確保、平準化が可能であること ・指定管理者において3施設に係る修繕費や備品購入費等効率的に配分可能であり、また、県所有備品、指定管理者所有の備品を3施設間で効率的に使用可能であること ・3施設合同の主催事業や職員研修等の実施が容易であること ・3施設間で新型コロナウイルスに係る感染防止対応の共有が図られ、また、県と指定管理者との情報連絡等も迅速に行うことが可能であること <p>等、利用者に対するメリットが大きいため実施しているところであるが、ご意見のとおり応募しやすい環境をつくることの必要性も理解しているところであり、今後は、1施設ごとの応募も含め、応募しやすい環境作りを検討していく。</p>	こども家庭課	121

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
意見	<p>実施事業の変動について</p> <p>令和2年度は、コロナ禍により休館もあったことから、利用者数も減少し、計画していた事業も7割程度の実施にとどまっている。そのため、水道光熱費をはじめとした利用者数によって増減する変動費は実績が予算を大きく下回ったが、収支の状況を見ると、ほぼ計画通りの収支結果となっている。収支結果だけを見れば、変動費の減少分をそのまま修繕費にあてたように見受けられかねない。</p> <p>このため、事業計画書に記載された費用を修繕費等の他の費用に回す際には、金額や必要性等に応じ、県による事前承認を必要とするなど、適切な手続きを定めておくことが望ましいと考える。</p>	<p>修繕費については、毎月金額及び修繕内容を報告してもらい、個々の修繕の内容や必要性については確認していたところであるが、今後は、修繕費の累計についても確認し、当初の事業計画から大きな変更が生じる場合等については、指定管理者と協議等を行い、指定管理料の適切な執行に努めてまいりたい。</p>	こども家庭課	122
指摘事項	<p>決算書等報告の審査表について</p> <p>指定管理者の決算書の入手は行っているが、「指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領」に記載されている審査表は作成していない。</p> <p>指定管理者の経営困難等を理由とした指定の取消しがなされている自治体の事例もある。こうしたリスクに備えるため、指定管理者が安定的、継続的に公の施設の管理運営業務を実施できる状況にあるかどうかを確認することが必要である。</p> <p>決算書を入手する意義を再確認し、審査表の作成を確実に行うべきである。</p>	<p>新たに策定された審査表により施設の財務状況について審査し、指定管理者へ財務改善の助言及び指導を行う。</p>	こども家庭課	122

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
【各論・施設所管課】				
○ 環境森林部				
8. 宮崎県林業技術センター				
意見	1者応募について 第1期目以降、現在の指定管理者の応募のみにとどまっている。もちろん、地理的条件等により、その他の民間会社が手を出しづらい施設であることは想像がつくところである。しかし、それでもなお継続的に競争性を高めるために業界団体や関連業者へのヒアリング等の調査を通じて、複数者から応募されない具体的な原因を分析した上で、対応策を検討することが望まれる。	複数応募による競争性を担保するため、現地説明会や募集期間中の問い合わせ等、機会を捉えて応募を検討している企業からヒアリングを行い、各業界団体等の状況や、当該指定管理施設の募集にあたっての課題を把握するとともに、募集における工夫を行い、制度所管課と情報共有する。	森林経営課	129
意見	自主事業について 指定管理者は、自主事業として工作技術の指導教室等を主催しているが、その承認については、指定管理者選定時に提出される事業計画書の中で記載されており、それについて県での包括的な指定管理者に関する選定となっているだけで、別途、自主事業に関する利用ごとに県の承認の文書があるわけではない。自主事業の承認プロセスが明らかになるように文書化するとともに仕様書、協定書にも記載をして指定管理者と県との間での自主事業に関する合意を明確化しておくべきと考える。	自主事業の承認プロセスを明確にするため、指定管理者が自主事業を実施する場合には、指定管理者が各年度の事業開始前に提出する事業計画書に自主事業の内容を記載し、県は合意の可否を文書で通知することとした。	森林経営課	129

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
意見	<p>業務報告書及び事業報告書の審査について</p> <p>指定管理者が提出した業務報告書及び事業報告書については、県内部において稟議されているが、「指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領」の主な審査内容に基づき具体的な確認を実施した証跡はメモ等により一部残されているものの、網羅的に全てを確認したかどうか判別しづらくなっている。</p> <p>業務報告書及び事業報告書に対する審査は、適切なモニタリングの実施や県が指定管理者制度運用に関する説明責任を果たす上で、重要な手続きである。</p> <p>このため、県は、主な審査内容を踏まえた具体的な審査の実施結果を証跡として残されたい。具体的には、審査内容についてチェックリスト等を作成し、モニタリング証跡を残すようにすることが望ましい。</p>	<p>新たに策定された業務報告書チェックシート及び事業報告書チェックシートにより審査し証跡を残すとともに、指定管理者へ業務改善の助言及び指導を行う。</p>	森林経営課	130

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
指摘事項	<p>決算書等報告の審査表について</p> <p>本施設において、指定管理者である法人の決算書は入手されているが、「指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領」記載の審査表は作成されていない。</p> <p>県によれば、毎年行っている公益認定基準のチェック過程において、公益認定チェックリストを用いて審査しているとのことであった。しかし、公益認定チェックリストは公益法人の評価のために作成するものであるが、審査表は指定管理者のモニタリングのために作成するものであり、作成主旨が異なる。また、「審査表の作成については、公益認定チェックリストの審査によって代えている」旨を記載した文書は特段ない。さらに、指定管理者に対してどのような分析を行い、その結果としての問題の有無等を記載した文書はない。</p> <p>これらを踏まえると、審査表の作成は実質的に行われているとは言い難い。</p> <p>指定管理者の経営困難等を理由とした指定の取消しがなされている自治体の事例もある等、法人の財務状況に起因したリスクに備えるため、指定管理者が安定的、継続的に公の施設の管理運営業務を実施できる状況にあるかどうかを確認することが必要である。</p> <p>このため、県は、法人の決算書を入手する意義を再確認し、審査表の作成を行い、具体的な審査を行うべきである。</p>	<p>新たに策定された審査表により施設の財務状況について審査し、指定管理者へ財務改善の助言及び指導を行う。</p>	森林経営課	130

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
9. 宮崎県川南遊学の森				
意見	<p>1者応募について</p> <p>1者のみの応募が1期目から現在の指定期間（令和3年4月1日から令和6年3月31日まで）まで継続している。</p> <p>県によれば、公益性の高い業務であること、業務を任せられる民間の森林ボランティア団体が育っていないこと、当該団体が近隣にないこと、業務実施に当たっての人脈の欠如、業務実施時の負担の重さ等が原因ではないかとのことである。これらの原因分析を踏まえた具体的な対応策は検討中とのことである。</p> <p>森林の維持管理という業務内容の公益性の高さ等を考えると、広報等に積極的に取り組んだだけでは結論は変わらない可能性があるため、民間団体との更なる対話を通じて対応策を検討する必要がある。</p>	<p>複数応募による競争性を担保するため、現地説明会や募集期間中の問い合わせ等、機会を捉えて応募を検討している企業からヒアリングを行い、各業界団体等の状況や、当該指定管理施設の募集にあたっての課題を把握するとともに、募集における工夫を行い、制度所管課と情報共有する。</p>	環境森林課	135

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
意見	<p>業務報告書及び事業報告書の審査について</p> <p>業務報告書及び事業報告書に関連する稟議文書を閲覧したところ、回覧時の押印が審査の主な証跡であり具体的な審査内容が分かりづらい。また、指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領に記載された主な審査内容に基づき具体的な確認を実施した証跡は残されていない。結果として、説明責任の観点から審査の実施結果に係る情報が不足していると考えられる。</p> <p>業務報告書及び事業報告書に対する審査は、適切なモニタリングの実施や県が指定管理者制度運用に関する説明責任を果たす上で、重要な手続きである。</p> <p>このため、県は、主な審査内容を踏まえた具体的な審査の実施結果を証跡として残されたい。具体的には、審査内容についてチェックリスト等を作成し、モニタリング証跡を残すようにすることが望ましい。</p>	<p>新たに策定された業務報告書チェックシート及び事業報告書チェックシートにより審査し証跡を残すとともに、指定管理者へ業務改善の助言及び指導を行う。</p>	環境森林課	136

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
指摘事項	<p>決算書等報告の審査表について</p> <p>本施設において、指定管理者である法人の決算書は入手されているが、「指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領」記載の審査表は作成されていない。</p> <p>県によれば、毎年行っている公益認定基準のチェック過程において、公益認定チェックリストを用いて審査しているとのことであった。しかし、公益認定チェックリストは公益法人の評価のために作成するものであるが、審査表は指定管理者のモニタリングのために作成するものであり、作成主旨が異なる。また、「審査表の作成については、公益認定チェックリストの審査によって代えている」旨を記載した文書は特段ない。さらに、指定管理者に対してどのような分析を行い、その結果としての問題の有無等を記載した文書はない。</p> <p>これらを踏まえると、審査表の作成は実質的に行われているとは言い難い。</p> <p>指定管理者の経営困難等を理由とした指定の取消しがなされている自治体の事例もある等、法人の財務状況に起因したリスクに備えるため、指定管理者が安定的、継続的に公の施設の管理運営業務を実施できる状況にあるかどうかを確認することが必要である。</p> <p>このため、県は、法人の決算書を手入する意義を再確認し、審査表の作成を行い、具体的な審査を行うべきである。</p>	<p>新たに策定された審査表により施設の財務状況について審査し、指定管理者へ財務改善の助言及び指導を行う。</p>	環境森林課	137

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
10. 宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森				
意見	<p>1者応募について</p> <p>過去の指定期間においては、現指定管理者を含む2者からの応募があったこともあるが、現在の指定期間（令和3年度から令和5年度までの3年間）及び前指定期間（平成30年度から令和2年度までの3年間）については、現指定管理者のみの1者による応募が継続している。しかし、県は、複数者から応募されない具体的な原因を把握するための調査分析は実施していない。</p> <p>本施設に係る指定管理業務の内容を踏まえると、「森林・林業に関する知識習得や自然とのふれあいのための研修に関する業務」のように一部専門的な知識が必要であるとしても、原則として施設の維持管理や定型的業務が主たる業務であり、県が指定期間を3年間としていることから、複数者から応募されないことは問題が大きいと考える。</p> <p>このため、県は、本施設に係る応募者の競争環境を確保するために、業界団体や関連業者へのヒアリング等の調査を通じて、複数者から応募されない具体的な原因を分析した上で、対応策を検討されたい。</p>	<p>複数応募による競争性を担保するため、現地説明会や募集期間中の問い合わせ等、機会を捉えて応募を検討している企業からヒアリングを行い、各業界団体等の状況や、当該指定管理施設の募集にあたっての課題を把握するとともに、募集における工夫を行い、制度所管課と情報共有する。</p>	<p>森林経営課 森林管理推進室</p>	142

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
意見	<p>指定管理候補者選定委員会の委員の利害関係について</p> <p>県に対して、委員の選定にあたり指定管理者と利害関係がない旨を確認しているかを質問したところ、指定管理者となっている法人等の役員は除外するなど、一般的に利害関係者と考えられる者は委員として選任しないようにしているが、利害関係がない旨を記載した書面は入手していないとの回答を得た。</p> <p>利害関係の有無の確認方法について書面で把握しない場合、正確性、責任の所在等が不明瞭になる可能性があるとともに、担当者の異動等により事実関係が把握できない可能性もある。このため、県は、利害関係の確認にあたっては、書面により事実を確認されたい。</p>	<p>新たに策定される利害関係チェックリストを委員選出時に活用するとともに、委員の就任承諾書にも、利害関係がない旨を確認するチェック項目を加え、事実確認を行う。</p>	<p>森林経営課 森林管理推進室</p>	143

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
意見	<p>修繕費の精算について</p> <p>本施設における令和2年度の修繕費総額は、2,753,881円であり、概算額150万円を大きく上回っている。このように、修繕費総額が基本協定書に記載の年間金額を上回る場合の取り扱いについては基本協定書等において特段の記載がない。結果として、指定管理者の持ち出しで施設の修繕が実施されたことになり、指定管理者に過度な負担を強いているのみならず、精算制度の導入目的である必要な修繕を抑えるリスクを抑えることもできていないこととなる。</p> <p>このため、県は、基本協定書における修繕の概算額を超えて修繕する必要が生じた場合には、県が直接修繕することや追加で必要な修繕費分の指定管理料を指定管理者へ支払うこと等を検討し、基本協定書等に内容を明示されたい。</p> <p>なお、令和3年度においては過去の実績を考慮し基本協定書における修繕費の金額を200万円と増額設定されており、一定の対応がなされていると考えられるが、上記の内容を踏まえ、修繕費に係る一層の検討を期待する。</p>	<p>必要以上に修繕費を設定することは指定管理者のコスト意識の低下や過度な修繕に繋がる恐れもあるから、次期指定管理者選定時には、それまでの修繕費の実績を踏まえて、最低限必要とされる修繕費を検討し、設定額の変更等を行う場合には、基本協定書等にその内容（支払い方法まで含む）を明示することとする。</p>	<p>森林経営課 森林管理推進室</p>	143

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
意見	<p>第三者への委託の承認手続について</p> <p>基本協定書第18条には第三者への委託の禁止の規定があり、原則として指定管理業務を第三者に委託させることは禁止されているが、県の承認を受けた場合には、指定管理業務の一部を第三者へ委託させることができることとされている。</p> <p>本施設においては、第三者への委託がされており、県は指定管理者へ事前の承認を行っている。しかし、当該承認の時点において、各業務に係る業者名、再委託予定額等の把握までは行っていない。</p> <p>このため、県は、再委託の承認を行う場合には、第三者へ委託予定の業務内容に加え、委託予定業者名、委託予定金額等の情報を把握し、慎重に判断されたい。</p>	<p>令和4年度の指定管理業務に係る第三者への委託承認分から委託予定業者名、委託予定金額等の情報を把握することとした。</p>	<p>森林経営課 森林管理推進室</p>	144

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
意見	<p>備品管理について</p> <p>県へ備品管理に関して、備品台帳の整備及び提供並びに備品の現物確認の実施状況を確認したところ、備品の現物確認については、備品を所管する環境森林課総務担当において、指定管理者立ち会いの上実施しているとのことである。</p> <p>備品の現物確認が行われた文書を閲覧したところ、令和2年2月に備品調査が行われた旨の記載はあるものの備品一覧表には各備品に係る現物の有無は記載されていなかった。また、施設所管部署である森林管理推進室は、当該文書を環境森林課総務担当から入手していなかった。</p> <p>このため、備品管理の重要性を踏まえ、県は備品の現物確認を行った際は、備品一覧表に各備品に係る現物の有無を記載するとともに、施設所管部署と備品調査の実施部署が異なる場合には、両部署で連携を行い、施設所管部署としても備品調査の実施結果を入手されたい。</p>	<p>現在は、備品所管課及び施設所管課は当課となっていることから、今後は、当課で備品一覧表等に現物確認の有無まで記載し、調査を行うこととする。</p>	<p>森林経営課 森林管理推進室</p>	145

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
意見	<p>業績評価指標について</p> <p>令和2年度における本施設に係る管理運営実績の評価シートにおいては、定量的な数値として、ふれあいの森利用者数、オートキャンプ場利用者数、主催事業参加者数及び収支状況が記載されている。県としては事業計画書における計画値を目標値としているとのことである。しかし、指定管理者が提出した事業計画書に記載の利用者数等は、事業者としての計画値であり、選定委員会等の議事録において事業計画書における計画値を目標値としている旨の記載は確認できなかった。また、管理運営実績では「主催事業参加者数」も指標であるが、当該指標については事業計画書に記載はない。</p> <p>指定管理者の業績評価の目的は、施設の管理運営が適正かつ確実に行われるよう、指定管理者の指導・監督を行うためであると考えられる。このためには、業績評価指標について、客観的な目標値を具体的に設定することが望ましいと考える。</p> <p>このため、県は、業績評価指標の目標値を設定した上で当該目標値と実績値との比較分析を行い、その結果を踏まえて、管理運営実績を評価されたい。事業計画書における計画値を目標値とする場合には、その旨を文書化して明示されたい。</p>	<p>これまでと同様に事業計画書の計画値を目標値として実績値との比較分析等を行うが、その場合、評価書内に「事業計画書における計画値を目標値とする」等と明記した上で、評価を行うこととする。</p>	<p>森林経営課 森林管理推進室</p>	145

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
意見	<p>業務報告書及び事業報告書の審査について</p> <p>業務報告書及び事業報告書に関連する稟議文書を閲覧したところ、回覧時の押印が審査の主な証跡であり具体的な審査内容が分かりづらい。また、指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領に記載された主な審査内容に基づき具体的な確認を実施した証跡は残されていない。結果として、説明責任の観点から審査の実施結果に係る情報が不足していると考えられる。</p> <p>業務報告書及び事業報告書に対する審査は、適切なモニタリングの実施や県が指定管理者制度運用に関する説明責任を果たす上で、重要な手続きである。</p> <p>このため、県は、主な審査内容を踏まえた具体的な審査の実施結果を証跡として残されたい。具体的には、審査内容についてチェックリスト等を作成し、モニタリング証跡を残すようにすることが望ましい。</p>	<p>新たに策定された業務報告書チェックシート及び事業報告書チェックシートにより審査し証跡を残すとともに、指定管理者へ業務改善の助言及び指導を行う。</p>	<p>森林経営課 森林管理推進室</p>	146

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
意見	<p>収支決算書における減価償却費の計上について</p> <p>県が指定管理者から入手した収支決算書には、実績額に減価償却費が計上されている。減価償却費は、固定資産の取得に伴い生じる費用であり、非資金項目であることから、収支決算書への記載はなじまないこととなる。複合コピー機等に係る減価償却費が計上されている根拠について県は確認していないとのことである。</p> <p>基本協定書によれば、ひなもり台県民ふれあいの森の管理事業収支計算書の提出が求められているが、これは指定管理料、利用料金、人件費、需用費等の資金のやりとりを前提にした収支に関する書類である。</p> <p>このため、県は、提出される計算書の内容を把握し、指定管理者へ適切な収支計算書の作成について指導されたい。</p>	<p>指定管理者には収支決算書の適切な計上方法（減価償却費等の資金の授受を伴わない項目は計上しない等）を指導することで、令和3年度の実績報告分より適切な決算書を報告させることとした。</p>	<p>森林経営課 森林管理推進室</p>	147

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
指摘事項	<p>決算書等報告の審査表について</p> <p>本施設において、指定管理者である法人の決算書は入手されているが、「指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領」記載の審査表は作成されていない。</p> <p>県によれば、毎年行っている公益認定基準のチェック過程において、公益認定チェックリストを用いて審査しているとのことであった。しかし、公益認定チェックリストは公益法人の評価のために作成するものであるが、審査表は指定管理者のモニタリングのために作成するものであり、作成主旨が異なる。また、「審査表の作成については、公益認定チェックリストの審査によって代えている」旨を記載した文書は特段ない。さらに、指定管理者に対してどのような分析を行い、その結果としての問題の有無等を記載した文書はない。</p> <p>これらを踏まえると、審査表の作成は実質的に行われているとは言い難い。</p> <p>指定管理者の経営困難等を理由とした指定の取消しがなされている自治体の事例もある等、法人の財務状況に起因したリスクに備えるため、指定管理者が安定的、継続的に公の施設の管理運営業務を実施できる状況にあるかどうかを確認することが必要である。</p> <p>このため、県は、法人の決算書を手入する意義を再確認し、審査表の作成を行い、具体的な審査を行うべきである。</p>	<p>新たに策定された審査表により施設の財務状況について審査し、指定管理者へ財務改善の助言及び指導を行う。</p>	<p>森林経営課 森林管理推進室</p>	<p>147</p>

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
1 1. 宮崎県諸県県有林共に学ぶ森				
意見	<p>1者応募について</p> <p>過去の指定期間においては、制度導入当初より現指定管理者のみの1者による応募が継続している。しかし、県は、複数者から応募されない具体的な原因を把握するための調査分析は実施していない。</p> <p>本施設に係る指定管理業務の内容を踏まえると、「森林・林業に関する知識習得や自然とのふれあいのための研修に関する業務」のように一部専門的な知識が必要であるとしても、原則として施設の維持管理や定型的業務が主たる業務であり、県が指定期間を3年間としていることから、複数者から応募されないことは問題が大きいと考える。</p> <p>このため、県は、本施設に係る応募者の競争環境を確保するために、業界団体や関連業者へのヒアリング等の調査を通じて、複数者から応募されない具体的な原因を分析した上で、対応策を検討されたい。</p>	<p>複数応募による競争性を担保するため、現地説明会や募集期間中の問い合わせ等、機会を捉えて応募を検討している企業からヒアリングを行い、各業界団体等の状況や、当該指定管理施設の募集にあたっての課題を把握するとともに、募集における工夫を行い、制度所管課と情報共有する。</p>	<p>森林経営課 森林管理推進室</p>	151

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
意見	<p>指定管理候補者選定委員会の委員の利害関係について</p> <p>県に対して、委員の選定にあたり指定管理者と利害関係がない旨を確認しているかを質問したところ、指定管理者となっている法人等の役員は除外するなど、一般的に利害関係者と考えられる者は委員として選任しないようにしているが、利害関係がない旨を記載した書面は入手していないとの回答を得た。</p> <p>利害関係の有無の確認方法について書面で把握しない場合、正確性、責任の所在等が不明瞭になる可能性があるとともに、担当者の異動等により事実関係が把握できない可能性もある。</p> <p>このため、県は、利害関係の確認にあたっては、書面により事実を確認されたい。</p>	<p>新たに策定される利害関係チェックリストを委員選出時に活用するとともに、委員の就任承諾書にも、利害関係がない旨を確認するチェック項目を加え、事実確認を行う。</p>	<p>森林経営課 森林管理推進室</p>	152
意見	<p>第三者への委託の承認手続について</p> <p>基本協定書第15条には第三者への委託の禁止の規定があり、原則として指定管理業務を第三者に委託させることは禁止されているが、県の承認を受けた場合には、指定管理業務の一部を第三者へ委託させることができることとされている。</p> <p>本施設においては、第三者への委託がされており、県は指定管理者へ事前の承認を行っている。しかし、当該承認の時点において、各業務に係る業者名、再委託予定額等の把握までは行っていない。</p> <p>このため、県は、再委託の承認を行う場合には、第三者へ委託予定の業務内容に加え、委託予定業者名、委託予定金額等の情報を把握し、慎重に判断されたい。</p>	<p>令和4年度の指定管理業務に係る第三者への委託承認分から委託予定業者名、委託予定金額等の情報を把握することとした。</p>	<p>森林経営課 森林管理推進室</p>	152

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
意見	<p>業績評価指標について</p> <p>令和2年度における本施設に係る管理運営実績の評価シートにおいては、定量的な数値として、利用者数、主催事業参加者数、研修会等参加者数及び収支状況が記載されている。県としては事業計画書における計画値を目標値としているとのことである。しかし、指定管理者が提出した事業計画書に記載の主催事業参加者数は、事業者としての計画値であり、選定委員会等の議事録において事業計画書における計画値を目標値としている旨の記載は確認できなかった。また、管理運営実績では「利用者数」及び「研修会等参加者数」も指標であるが、当該指標については事業計画書に記載はない。</p> <p>指定管理者の業績評価の目的は、施設の管理運営が適正かつ確実に行われるよう、指定管理者の指導・監督を行うためであると考えられる。このためには、業績評価指標について、客観的な目標値を具体的に設定することが望ましいと考える。</p> <p>このため、県は、業績評価指標の目標値を設定した上で当該目標値と実績値との比較分析を行い、その結果を踏まえて、管理運営実績を評価されたい。事業計画書における計画値を目標値とする場合には、その旨を文書化して明示されたい。</p>	<p>これまでと同様に事業計画書の計画値を目標値として実績値との比較分析等を行うが、その場合、評価書内に「事業計画書における計画値を目標値とする」等と明記した上で、評価を行うこととする。</p>	<p>森林経営課 森林管理推進室</p>	153

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
意見	<p>業務報告書及び事業報告書の審査について</p> <p>業務報告書及び事業報告書に関連する稟議文書を閲覧したところ、回覧時の押印が審査の主な証跡であり具体的な審査内容が分かりづらい。また、指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領に記載された主な審査内容に基づき具体的な確認を実施した証跡は残されていない。結果として、説明責任の観点から審査の実施結果に係る情報が不足していると考えられる。</p> <p>業務報告書及び事業報告書に対する審査は、適切なモニタリングの実施や県が指定管理者制度運用に関する説明責任を果たす上で、重要な手続きである。</p> <p>このため、県は、主な審査内容を踏まえた具体的な審査の実施結果を証跡として残されたい。具体的には、審査内容についてチェックリスト等を作成し、モニタリング証跡を残すようにすることが望ましい。</p>	<p>新たに策定された業務報告書チェックシート及び事業報告書チェックシートにより審査し証跡を残すとともに、指定管理者へ業務改善の助言及び指導を行う。</p>	<p>森林経営課 森林管理推進室</p>	154

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
指摘事項	<p>決算書等報告の審査表について</p> <p>本施設において、指定管理者である法人の決算書は入手されているが、「指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領」記載の審査表は作成されていない。</p> <p>県によれば、毎年行っている公益認定基準のチェック過程において、公益認定チェックリストを用いて審査しているとのことであった。</p> <p>しかし、公益認定チェックリストは公益法人の評価のために作成するものであるが、審査表は指定管理者のモニタリングのために作成するものであり、作成主旨が異なる。また、「審査表の作成については、公益認定チェックリストの審査によって代えている」旨を記載した文書は特段ない。さらに、指定管理者に対してどのような分析を行い、その結果としての問題の有無等を記載した文書はない。</p> <p>これらを踏まえると、審査表の作成は実質的に行われているとは言い難い。</p> <p>指定管理者の経営困難等を理由とした指定の取消しがなされている自治体の事例もある等、法人の財務状況に起因したリスクに備えるため、指定管理者が安定的、継続的に公の施設の管理運営業務を実施できる状況にあるかどうかを確認することが必要である。</p> <p>このため、県は、法人の決算書を入手する意義を再確認し、審査表の作成を行い、具体的な審査を行うべきである。</p>	新たに策定された審査表により施設の財務状況について審査し、指定管理者へ財務改善の助言及び指導を行う。	森林経営課 森林管理推進室	155

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
【各論・施設所管課】				
○ 商工観光労働部				
1 2. 宮崎県機械技術センター				
意見	<p>1者応募について</p> <p>参入条件については、外部有識者による選定委員会において、業務実施に必要な条件を整理した内容で募集をしている。</p> <p>これまで、第3期においては、他に民間企業1者からの応募があったが、第1期、第2期、第4期においては機械技術振興協会の1者のみの応募であった。現在の第4期（令和元年度から5年度）の募集に当たっては、県の広報に加え、県産業振興機構や工業技術センター等のメールマガジンでの周知に努めるとともに、新規参入者が十分な準備ができるよう2か月間の比較的長い募集期間を設けたが、募集要項について条件等見直しを検討した調書は無かった。広報の強化のみでは競争性の確保は限定的であり、各業界団体等へのヒアリング等が望ましいと考えられる。</p>	<p>複数応募による競争性を担保するため、現地説明会や募集期間中の問い合わせ等、機会を捉えて応募を検討している企業からヒアリングを行い、各業界団体等の状況や、当該指定管理施設の募集にあたっての課題を把握するとともに、募集における工夫を行い、制度所管課と情報共有する。</p>	企業振興課	158
指摘事項	<p>施設内に指定管理者の本社機能がある場合の対応について</p> <p>指定管理者の場合、施設の中に本社機能があるにもかかわらず本社機能と指定管理者の事務所としての機能が不明確であったり、明確な場合にも行政財産の目的外使用許可手続がなされなかったりしている。行政財産の目的外使用許可手続を行っている他の団体との公平性を保つためにも、何らかの対応が必要と考える。</p>	<p>令和4年度から指定管理者の本社機能を有する部分について、行政財産の目的外使用許可手続をとることとした。</p>	企業振興課	158

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
意見	<p>指定管理料の算定について</p> <p>指定管理料算定においては過去の実績に基づいて行われているが、長年同じ指定管理者が続き、更に1者しか応募が来ない状況が続くと県が収集できる情報は当該指定管理者の実績しかないため、他者であれば縮減できる費用などが全く積算できない。よって、指定管理料積算において、現在の指定管理者実績しか情報が得られない場合においては、県内の指定管理者実績や他県の同様な指定管理者情報等幅広く情報を得ることによって、本来縮減できる費用が見過ごされていないか検討すべきと考える。</p>	次期指定管理者の公募（令和5年度予定）に当たり、県内の指定管理者実績や他県の指定管理者情報等を収集し、指定管理料の算定において、費用縮減が可能か検討していく。	企業振興課	159
指摘事項	<p>指定管理業務の再委託について</p> <p>令和2年度に庁舎警備業務等について、県は基本協定書第17条の規定に基づく事業計画の承認において委託料予算を認めているが、指定管理者が業務を再委託する場合には、別途、基本協定書第14条第2項に基づく再委託の承認が必要であることから、事前に指定管理者に対して再委託承認の手続きを行うべきである。</p>	令和4年度の指定管理業務から、事業計画の承認と併せて再委託の承認手続きをとることとした。	企業振興課	159
意見	<p>業務報告書及び事業報告書の審査について</p> <p>「指定管理者指定手続等の手引」記載の制度所管課に提出する実地調査時のチェックリストはあり、審査ポイントにつき確認がなされていた。しかし、チェックリストに記載されている確認方法は制度所管課が示した一例のみであった。必要に応じて施設に適した具体的な確認方法の見直しを行い、モニタリングの実効性確保に努めるべきである。</p>	新たに策定された業務報告書チェックシート及び事業報告書チェックシートをもとに、審査項目の見直しを行うなど、機械技術センターに適した審査方法を検討していく。	企業振興課	159

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
指摘事項	<p>決算書等報告の審査表について</p> <p>指定管理者の決算書の入手は行っているが、「指定管理者制度の運用に関するガイドライン」に記載されている審査表は作成していない。その代わりに県は機械技術センターの指定管理者である宮崎県機械技術振興協会について、「新宮崎県公社等改革指針」の対象法人として、例年、「公社等経営評価シート」を作成し、過去3年間の決算書等を比較し、法人の効率性・健全性を審査している。</p> <p>公社等経営評価シートは公社等外郭団体の評価のために作成するものであるが、審査表は指定管理者のモニタリングのために作成するものであり、作成主旨が異なる。また、「指定管理者のモニタリングのために作成する審査表については、公社等経営評価シートの審査によって代えている」旨を記載した文書は確認していない。公社等経営評価シートの審査によって代えているのであれば、その旨を記載した文書が必要であるし、なにより、指定管理者に対する審査表による審査した結果が必要（どのような分析をして、問題があるのか、ないのか）であるが、そのような結果を示す文書はない。</p> <p>指定管理者の経営困難等を理由とした指定の取消しがなされている自治体の事例もある。こうしたリスクに備えるため、指定管理者が安定的、継続的に公の施設の管理運営業務を実施できる状況にあるかどうかを確認することが必要である。</p> <p>決算書を入手する意義を再確認し、審査表の作成を確実に行うべきである。</p>	新たに策定された審査表により施設の財務状況について審査し、指定管理者へ財務改善の助言及び指導を行う。	企業振興課	159

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
13. 県営国民宿舎えびの高原荘 及び 県営えびの高原スポーツレクリエーション施設				
意見	<p>指定管理候補者選定委員会の委員の利害関係について</p> <p>県に対して、委員の選定にあたり指定管理者と利害関係がない旨を確認しているかを質問したところ、利害関係者と考えられる者は委員として選任しないようにしているが、利害関係がない旨を記載した書面は入手してないとの回答を得た。</p> <p>利害関係の有無の確認方法について書面で把握しない場合、正確性、責任の所在等が不明瞭になる可能性があるとともに、担当者の異動等により事実関係が把握できない可能性もある。</p> <p>このため、県は、利害関係の確認にあたっては、書面により事実を確認されたい。</p>	<p>新たに策定される利害関係チェックリストを委員選出時に活用するとともに、委員の就任承諾書にも、利害関係がない旨を確認するチェック項目を加え、事実確認を行う。</p>	観光推進課	163

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
意見	<p>修繕費の責任限度額について</p> <p>本施設における令和2年度の修繕費総額は、7,236,892円であり、責任限度額300万円を大きく上回っている。このように、修繕費総額が基本協定書に記載の年間責任限度額を上回る場合の取り扱いについては基本協定書等において特段の記載がない。結果として、指定管理者の持ち出しで施設の修繕が実施されたことになり、指定管理者に過度な負担を強いている可能性がある。</p> <p>年間責任限度額には、保守点検作業等に要する経費及び県有物品以外の物品の修繕等に要する経費並びに指定管理者の管理の瑕疵によるものは含まない。しかし、県は、これらを判断するための修繕費の詳細な内訳を把握していない。</p> <p>このため、県は、発生した修繕費の内訳を詳細に把握するとともに、基本協定書における修繕の責任限度額を超えて修繕する必要が生じた場合には、県が直接修繕することや追加で必要な修繕費分の指定管理料を指定管理者へ支払うこと等を検討し、基本協定書等に内容を明示されたい。</p>	<p>指定管理者に対し修繕経費の内訳を確認し、修繕費用が多額となるような場合は指定管理者と協議を行い、県が直接修繕を行うこと等を検討する。また、基本協定書についても所要の見直しを検討する。</p>	観光推進課	164

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
指摘事項	<p>自主事業に係る承認と収支状況について</p> <p>自主事業についての募集要領と事業計画書等の記載と文言が不一致であるだけでなく、自主事業と明記されておらず、指定管理業務であるかのように見誤る可能性を否定できない。</p> <p>また、収支状況を記載した書類においては、収入については指定管理業務と区分した記載があるものの、支出については区分されておらず、指定管理者指定手続等の手引及び募集要領の規定に沿っていない。結果として、指定管理者が実施した自主事業に係る具体的な内容及び支出状況が不明確である。</p> <p>このため、県は、指定管理者に対して事業計画書等において自主事業の具体的な内容及び支出状況の記載を求めるべきである。なお、指定管理業務の性質等に鑑み、自主事業と指定管理業務の支出を区分する必要がないと判断する場合は、その旨を募集要領等で明記すべきである。</p>	<p>原則として自主事業の収支を区分する必要性は認識しているが、現在の指定管理者は県からの指定管理料を受け取っておらず、指定管理者の事業収入で自主事業と指定管理業務を一体的に行っていることから、収支を区分する必然性は低いと考えられる。次期の指定管理者募集に向けて、募集要領等の見直しを検討する。</p>	観光推進課	165

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
指摘事項	<p>第三者への委託の承認手続について</p> <p>基本協定書第15条には第三者への委託の禁止の規定があり、原則として指定管理業務を第三者に委託させることは禁止されているが、県の承認を受けた場合には、指定管理業務の一部を第三者へ委託させることができる。このため、県に対して、指定管理者へ第三者への委託について事前の承認を行っているか質問したところ、承認手続は行っていないとのことである。これらを踏まえ、県は、第三者への委託の承認手続を適切に実施すべきである。</p> <p>委託に係る重要な事項には、第三者への委託予定の業務内容のみならず、委託予定業者名、委託予定金額等の情報も含まれると考える。</p> <p>このため、県は、再委託の承認を行う場合には、第三者へ委託予定の業務内容に加え、委託予定業者名、委託予定金額等の情報を把握し、慎重に判断されたい。</p>	指定管理者に対し、再委託申請書の提出を求め、再委託の承認手続を適切に実施する。	観光推進課	165

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
意見	<p>引継文書について</p> <p>本施設は、第3期（平成28年度から令和2年度までの5年間）から第4期（令和3年度から5年度までの3年間）で指定管理者が交代している。</p> <p>県によれば、新旧の指定管理者に対し、引継ぎが適正に実施されるよう指導を行っており、また、施設、設備及び備品等についてはリストと照合する形で、県及び新旧指定管理者の三者立会による現地での確認調査を行っている。ただし、詳細な引継文書の作成までは求めていないとのことである。</p> <p>基本協定書では、管理業務の引継ぎに係る規定はあるが、新旧の指定管理者間で引継文書の作成義務に関する規定は明記されていない。しかし、指定管理者が交代したことによる利用者への影響、新旧の指定管理者間の責任範囲、事故等発生時の責任分担、よりスムーズな事務引継ぎの実施等踏まえると、できるだけ詳細な引継文書を作成して、引継ぎが行われることが望ましい。</p> <p>このため、県は、詳細な引継文書の作成について指定管理者へ指導されたい。</p>	<p>現在の指定管理期間は令和3年度から5年度までの3年間であるが、次期の指定管理期間について指定管理者が交代する場合は、引継文書の内容を検討するとともに、その作成について指定管理者に指導することとする。</p>	観光推進課	166

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
意見	<p>業績評価指標について</p> <p>令和2年度における本施設に係る管理運営実績の評価シートにおいては、定量的な数値として、宿泊者数、温泉利用者数、スポレク施設利用者数及び収支状況が記載されている。県に対して、管理運営実績の評価を行うに際して定めた評価指標の目標値を質問したところ、業績評価のための目標値は明確には定めていないとのことである。</p> <p>指定管理者の業績評価の目的は、施設の管理運営が適正かつ確実に行われるよう、指定管理者の指導・監督を行うためであると考えられる。このためには、業績評価指標について、客観的な目標値を具体的に設定することが望ましいと考える。</p> <p>このため、県は、業績評価指標の目標値を設定した上で当該目標値と実績値との比較分析を行い、その結果を踏まえて、管理運営実績を評価されたい。</p>	<p>次期の指定管理期間に向けて、業績評価の指標の目標を設定することを検討する。</p>	観光推進課	166

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
意見	<p>業務報告書及び事業報告書の審査について</p> <p>指定管理者から、6月まで、9月まで、12月までの四半期毎の業務報告書、及び、年度終了時には事業報告書が提出されている。指定管理者が提出した業務報告書及び事業報告書については、県内部において稟議されているが、「指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領」記載の主な審査内容に基づき具体的な確認を実施した証跡は残されていない。</p> <p>業務報告書及び事業報告書に対する審査は、適切なモニタリングの実施や県が指定管理者制度運用に関する説明責任を果たす上で、重要な手続きである。</p> <p>このため、県は、主な審査内容を踏まえた具体的な審査の実施結果を証跡として残されたい。具体的には、審査内容についてチェックリスト等を作成し、モニタリング証跡を残すようにすることが望ましい。</p>	<p>新たに策定されたチェックシートにより審査し証跡を残すとともに、指定管理者へ業務改善の助言及び指導を行う。</p>	観光推進課	167

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
意見	<p>収支決算書における減価償却費の計上について</p> <p>県が指定管理者から入手した収支決算書には、実績額に減価償却費が計上されている。減価償却費は、固定資産の取得に伴い生じる費用であり、非資金項目であることから、収支決算書への記載はなじまないこととなる。県によれば、この減価償却費の内容及び計上されている根拠については確認していないとのことである。</p> <p>基本協定書によれば、管理業務の実施に係る収支決算の提出が求められているが、これは利用料金、人件費、施設管理費等の資金のやりとりを前提にした収支に関する書類である。</p> <p>このため、県は、提出される計算書の内容を把握し、指定管理者へ適切な収支計算書の作成について指導されたい。</p>	<p>指定管理者から提出される収支決算書が適切に作成されるよう、指導及び助言を行う。</p>	観光推進課	168

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
意見	<p>収支決算書における本社経費の計上について</p> <p>県が指定管理者から入手した収支決算書には、実績額に本社等直接経費及び本社等管理費・事務費が計上されており、いずれも本社で発生する経費のうち、本施設に関連する費用が計上されたものと想定できる。このため、県に対して本社関連費用について計上の根拠及び計上金額の妥当性を確認しているか質問したところ、特段の確認は実施していないとのことであった。</p> <p>「指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領」には、事業報告書に対するモニタリングの実施として、収支決算状況は適正かを審査する旨が記載されている。本施設においては、収支決算の状況を前提に県への納付金額が算定されることから、収支決算の正確性は特に重要であると考えられる。</p> <p>このため、県は、提出される計算書のうち本社関連費用について、計上の根拠及び計上金額の妥当性を確認されたい。</p>	<p>指定管理者モニタリング実施要領に基づき、本社関連費用の根拠及び計上金額の妥当性を確認することとする。</p>	観光推進課	168

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
指摘事項	<p>決算書等報告の審査表について</p> <p>本施設において、指定管理者である法人の決算書は入手されているが、「指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領」記載の審査表は作成されていない。</p> <p>指定管理者の経営困難等を理由とした指定の取消しがなされている自治体の事例もある等、法人の財務状況に起因したリスクに備えるため、指定管理者が安定的、継続的に公の施設の管理運営業務を実施できる状況にあるかどうかを確認することが必要である。</p> <p>このため、県は、法人の決算書入手する意義を再確認し、審査表の作成を行い、具体的な審査を行うべきである。</p>	新たに作成された審査表により施設の財務状況について審査し、指定管理者の財務改善の助言及び指導を行う。	観光推進課	168
意見	<p>利用者満足度調査について</p> <p>基本協定書第22条には利用者満足度調査の規定があり、管理業務のサービス水準の向上を目的とした利用者の満足度の調査を行うこととされている。しかし、令和2年度においては、各施設で年度を通じて長期間にわたり休館されていたため、利用者への満足度調査は実施されていない。</p> <p>長期間にわたり休館とされているが、アイススケート場については約3か月運営されており、利用者満足度調査を実施する機会があったと考えられる。また、新型コロナウイルス感染症の影響下という非常時だからこそ、講ずべき対策の参考データの収集を目的として利用者満足度調査を実施するという考え方もありうる。</p> <p>このため、県は、非常時でありつつも、施設によっては営業期間が一定程度あることや参考データ収集の観点から、利用者満足度調査の実施について検討されたい。</p>	指定管理者に対し、基本協定書第22条に基づく利用者満足度調査を実施するよう、指導を行うこととする。	観光推進課	169

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
14. 県営国民宿舎高千穂荘				
意見	<p>指定管理候補者選定委員会の委員の利害関係について</p> <p>県に対して、委員の選定にあたり指定管理者と利害関係がない旨を確認しているかを質問したところ、利害関係者と考えられる者は委員として選任しないようにしているが、利害関係がない旨を記載した書面は入手してないとの回答を得た。</p> <p>利害関係の有無の確認方法について書面で把握しない場合、正確性、責任の所在等が不明瞭になる可能性があるとともに、担当者の異動等により事実関係が把握できない可能性もある。</p> <p>このため、県は、利害関係の確認にあたっては、書面により事実を確認されたい。</p>	<p>新たに策定される利害関係チェックリストを委員選出時に活用するとともに、委員の就任承諾書にも、利害関係がない旨を確認するチェック項目を加え、事実確認を行う。</p>	観光推進課	173

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
意見	<p>修繕費の責任限度額について</p> <p>本施設における令和2年度の修繕費総額は、7,203,000円であり、責任限度額300万円を大きく上回っている。このように、修繕費総額が基本協定書に記載の年間責任限度額を上回る場合の取り扱いについては基本協定書等において特段の記載がない。結果として、指定管理者の持ち出しで施設の修繕が実施されたことになり、指定管理者に過度な負担を強いている可能性がある。</p> <p>年間責任限度額には、保守点検作業等に要する経費及び県有物品以外の物品の修繕等に要する経費並びに指定管理者の管理の瑕疵によるものは含まない。しかし、県は、これらを判断するための修繕費の詳細な内訳を把握していない。</p> <p>このため、県は、発生した修繕費の内訳を詳細に把握するとともに、基本協定書における修繕の責任限度額を超えて修繕する必要がある場合には、県が直接修繕することや追加で必要な修繕費分の指定管理料を指定管理者へ支払うこと等を検討し、基本協定書等に内容を明示されたい。</p>	<p>指定管理者に対し修繕経費の内訳を確認し、修繕費用が多額となるような場合は指定管理者と協議を行い、県が直接修繕を行うこと等を検討する。また、基本協定書についても所要の見直しを検討する。</p>	観光推進課	173

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
指摘事項	<p>自主事業に係る承認と収支状況について</p> <p>募集要領と事業計画書等の記載と文言が不一致であるだけでなく、自主事業と明記されておらず、指定管理業務であるかのように見誤る可能性を否定できない。</p> <p>また、収支状況を記載した書類においては、収入については指定管理業務と区分した記載があるものの、支出については区分されておらず、指定管理者指定手続等の手引及び募集要領の規定に沿っていない。結果として、指定管理者が実施した自主事業に係る具体的な内容及び支出状況が不明確である。</p> <p>このため、県は、指定管理者に対して事業計画書等において自主事業の具体的な内容及び支出状況の記載を求めるべきである。なお、指定管理業務の性質等に鑑み、自主事業と指定管理業務の支出を区分する必要がないと判断する場合は、その旨を募集要領等で明記すべきである。</p>	<p>原則として自主事業の収支を区分する必要性は認識しているが、現在の指定管理者は県からの指定管理料を受け取っておらず、指定管理者の事業収入で自主事業と指定管理業務を一体的に行っていることから、収支を区分する必然性は低いと考えられる。次期の指定管理者募集に向けて、募集要領等の見直しを検討する。</p>	観光推進課	174
指摘事項	<p>第三者への委託の承認手続について</p> <p>指定管理者から提出された業務報告によれば、一部業務について第三者へ委託されていることが記載されている。このため、県に対して、指定管理者へ第三者への委託について事前の承認を行っているか質問したところ、承認手続は行っていないとのことである。</p> <p>これらを踏まえ、県は、第三者への委託の承認手続を適切に実施すべきである。県は、再委託の承認を行う場合には、第三者へ委託予定の業務内容に加え、委託予定業者名、委託予定金額等の情報を把握し、慎重に判断されたい。</p>	<p>指定管理者に対し、再委託申請書の提出を求め、再委託の承認手続を適切に実施する。</p>	観光推進課	175

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
意見	<p>引継文書について</p> <p>本施設は、第3期（平成28年度から令和2年度までの5年間）から第4期（令和3年度から令和5年度までの3年間）で指定管理者が交代している。</p> <p>県によれば、新旧の指定管理者に対し、引継ぎが適正に実施されるよう指導を行っており、また、施設、設備及び備品等についてはリストと照合する形で、県及び新旧指定管理者の三者立会による現地での確認調査を行っている。ただし、詳細な引継文書の作成までは求めているとのことである。</p> <p>基本協定書では、管理業務の引継ぎに係る規定はあるが、新旧の指定管理者間で引継文書の作成義務に関する規定は明記されていない。しかし、指定管理者が交代したことによる利用者への影響、新旧の指定管理者間の責任範囲、事故等発生時の責任分担、よりスムーズな事務引継ぎの実施等踏まえると、できるだけ詳細な引継文書を作成して、引継ぎが行われることが望ましい。このため、県は、詳細な引継文書の作成について指定管理者へ指導されたい。</p>	<p>現在の指定管理期間は令和3年度から5年度までの3年間であるが、次期の指定管理期間について指定管理者が交代する場合は、引継文書の内容を検討するとともに、その作成について指定管理者に指導することとする。</p>	観光推進課	175

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
意見	<p>業績評価指標について</p> <p>令和2年度における本施設に係る管理運営実績の評価シートにおいては、定量的な数値として、宿泊者数、宴会・披露宴数及び収支状況が記載されている。県に対して、管理運営実績の評価を行うに際して定めた評価指標の目標値を質問したところ、業績評価のための目標値は明確には定めていないとのことである。指定管理者の業績評価の目的は、施設の管理運営が適正かつ確実に行われるよう、指定管理者の指導・監督を行うためであると考えられる。このためには、業績評価指標について、客観的な目標値を具体的に設定することが望ましいと考える。</p> <p>このため、県は、業績評価指標の目標値を設定した上で当該目標値と実績値との比較分析を行い、その結果を踏まえて、管理運営実績を評価されたい。</p>	<p>次期の指定管理期間に向けて、業績評価の指標の目標を設定することを検討する。</p>	観光推進課	176

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
意見	<p>業務報告書及び事業報告書の審査について</p> <p>指定管理者から、6月まで、9月まで、12月までの四半期毎の業務報告書、及び、年度終了時には事業報告書が提出されている。指定管理者が提出した業務報告書及び事業報告書については、県内部において稟議されているが、「指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領」記載の主な審査内容に基づき具体的な確認を実施した証跡は残されていない。</p> <p>業務報告書及び事業報告書に対する審査は、適切なモニタリングの実施や県が指定管理者制度運用に関する説明責任を果たす上で、重要な手続きである。</p> <p>このため、県は、主な審査内容を踏まえた具体的な審査の実施結果を証跡として残されたい。具体的には、審査内容についてチェックリスト等を作成し、モニタリング証跡を残すようにすることが望ましい。</p>	<p>新たに策定されたチェックシートにより審査し証跡を残すとともに、指定管理者へ業務改善の助言及び指導を行う。</p>	観光推進課	176

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
意見	<p>収支決算書における本社経費の計上について</p> <p>県が指定管理者から入手した収支決算書には、実績額に本社等直接経費及び本社等管理費・事務費が計上されており、いずれも本社で発生する経費のうち、本施設に関連する費用が計上されたものと想定できる。</p> <p>このため、県に対して本社関連費用について計上の根拠及び計上金額の妥当性を確認しているか質問したところ、特段の確認は実施していないとのことであった。</p> <p>「指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領」には、事業報告書に対するモニタリングの実施として、収支決算状況は適正かを審査する旨が記載されている。本施設においては、収支決算の状況を前提に県への納付金額が算定されることから、収支決算の正確性は特に重要であると考えられる。</p> <p>このため、県は、提出される計算書のうち本社関連費用について、計上の根拠及び計上金額の妥当性を確認されたい。</p>	指定管理者モニタリング実施要領に基づき、本社関連費用の根拠及び計上金額の妥当性を確認することとする。	観光推進課	177

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
指摘事項	<p>決算書等報告の審査表について</p> <p>本施設において、指定管理者である法人の決算書は入手されているが、「指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領」記載の審査表は作成されていない。</p> <p>指定管理者の経営困難等を理由とした指定の取消しがなされている自治体の事例もある等、法人の財務状況に起因したリスクに備えるため、指定管理者が安定的、継続的に公の施設の管理運営業務を実施できる状況にあるかどうかを確認することが必要である。</p> <p>このため、県は、法人の決算書を手入する意義を再確認し、審査表の作成を行い、具体的な審査を行うべきである。</p>	新たに作成された審査表により施設の財務状況について審査し、指定管理者への財務改善の助言及び指導を行う。	観光推進課	177

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
【各論・施設所管課】				
○ 農政水産部				
15. 県立農業大学校農業総合研修センター及び宮崎県農業科学公園				
意見	<p>1者応募について</p> <p>令和2年度の指定管理者選定時の応募は1者のみとなっており、選定時の競争性が確保されていない。広報はホームページ等により行っている。現地説明会も1者のみの参加となっている。</p> <p>競争性確保のために広報等に力を入れる施策もさることながら、何が応募に当たったの障壁になったかを明らかにし、当該障壁を取り除くことを検討すべきである。</p>	<p>複数応募による競争性を担保するため、現地説明会や募集期間中の問い合わせ等、機会を捉えて応募を検討している企業からヒアリングを行い、各業界団体等の状況や、当該指定管理施設の募集にあたっての課題を把握するとともに、募集における工夫を行い、制度所管課と情報共有する。</p>	農業担い手 対策課	182
意見	<p>利用料金収入及びその他の収入について</p> <p>農業従事者を目指して農業実践を行った塾生の収支状況は非常に利益が薄い。そのため、生産物販売収入から市場手数料を差し引いた額の2分の1相当額を県に納入すると、指定管理者は大幅な赤字になる可能性がある。したがって、県は指定管理者が基準額を上回った場合の納入条件について、全ての利用料金収入及びその他の収入を一律に考えるのではなく収入ごとに基準を設けるべきであると考ええる。</p>	<p>生産物売払収入については、各年の気象状況や物価等の影響を受け、また、施設等の利用料金収入についても、天候や感染症等の状況に左右される。</p> <p>そのため、各収入ごとに基準を設けることは困難であり、事務の複雑化を招くおそれがある。</p> <p>指定管理料については、生産物売払収入など、指定管理者の収入見込み額を踏まえて設定しているため、予期せぬ事態の発生により大幅な減収が見込まれる場合は、基本協定書に基づき、指定管理者と協議を行い、対応を検討する。</p>	農業担い手 対策課	183

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
意見	<p>修繕費の予算について</p> <p>県は修繕費を指定管理者の歳出予算の段階において実績に基づいて積算していると推認するが、施設の老朽化によって修繕箇所も多くなり、尚且つ、塾生が備品を扱う程度によっては予期せぬ修繕も発生し、農業実践に影響を及ぼす可能性がある。したがって、県は修繕費の予算歳出に際して、指定管理者が老朽化に則した修繕費を支出できるよう、実績に加えて将来的な少額修繕計画書を作成するなど工夫したうえで、より実効性のある修繕費積算が必要ではないかと思われる。なお、予測に誤差が生じやすい修繕費は、あらかじめ指定管理料の還付を契約内容に織り込むこと等の対応も必要かと考える。</p>	<p>備品等の修繕に係る経費は指定管理料に含まれているところであり、修繕費が20万円以上の場合は、県が負担することをリスク分担表に定めている。</p> <p>老朽化が進むことで、予期せぬ設備の修繕が重なることも想定されるため、農業実践に影響が生じないよう、リスク分担表に基づき、指定管理者と協議を行い、適切に対応する。</p>	農業担い手 対策課	184

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
意見	<p>実地調査の審査について</p> <p>「指定管理者指定手続等の手引」記載の制度所管課に提出する実地調査時のチェックリストはあり、審査ポイントにつき確認がなされていた。また、一部の確認項目について所見が書かれていた。しかしチェックリストに記載されている確認方法は、あくまでも制度所管課が示した一例であって、施設に適した具体的な確認方法については施設所管課で整備すべきものであると考える。</p> <p>特に県は収支の状況について収入増加理由を所見に記載していたが、収支の状況を包括した結論としては乏しいものであった。指定管理者は指定管理施設に関する試算表及び総勘定元帳を作成しているのであるから、県は収支決算書と会計データとの整合性確認や元帳通査による支出内容の適正性をモニタリングすべきである。</p>	<p>指定管理モニタリングチェックリストについては、これまで制度所管課が示した一例をそのまま活用していたが、施設に適した内容に修正を行った。</p> <p>今後のモニタリングでは、支出内容の適正性についても、確認を行うこととする。</p>	農業担い手 対策課	184
指摘事項	<p>決算書等報告の審査表について</p> <p>指定管理者の決算書の入手は行っているが、「指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領」に記載されている審査表は作成していない。</p> <p>指定管理者の経営困難等を理由とした指定の取消しがなされている自治体の事例もある。こうしたリスクに備えるため、指定管理者が安定的、継続的に公の施設の管理運営業務を実施できる状況にあるかどうかを確認することが必要である。</p> <p>決算書を入手する意義を再確認し、審査表の作成を確実に行うべきである。</p>	<p>新たに策定された審査表により施設の財務状況について審査し、指定管理者へ財務改善の助言及び指導を行う。</p>	農業担い手 対策課	185

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
【各論・施設所管課】				
○ 県土整備部				
1 6. 宮崎県建設技術センター				
意見	<p>1 者応募について</p> <p>令和元年度の指定管理者選定時の応募は1者のみとなっており、選定時の競争性が確保されていない。広報はホームページ、新聞等により行っている。応募は1者のみであるが、現地説明会には令和元年度の選定時に1者、その前の選定時には2者参加しているとのことである。競争性確保のために広報等に力を入れることも必要な施策とは考えるが、現地説明会に参加して応募していないところに応募しなかった理由をヒアリングして何が応募に当たったの障壁になったかを明らかにし、当該障壁を取り除くことを検討すべきである。</p>	<p>複数応募による競争性を担保するため、現地説明会や募集期間中の問い合わせ等、機会を捉えて応募を検討している企業からヒアリングを行い、各業界団体等の状況や、当該指定管理施設の募集にあたっての課題を把握するとともに、募集における工夫を行い、制度所管課と情報共有する。</p>	管理課	188
指摘事項	<p>情報処理室パソコン等にかかるリース契約について</p> <p>情報処理室はパソコン等を備え研修を行う施設であるが、全て指定管理者名でリース契約されたものである。このリース契約は第2期指定管理者指定期間中に契約されており、第2期指定管理者指定期間満了日においてはリース債務が残った状態になる。指定管理料にはリース料支払い額は積算されているものの、指定管理者が第3期交代になった場合には、旧指定管理者がリース債務を残したままとなり、円滑な引き継ぎが行われなかった可能性がある。したがって情報処理室パソコン等については、指定管理者が契約するのではなく、県が契約すべきであったと考える。</p>	<p>次期指定管理においては、情報処理室のパソコン等について、県で契約し設置する。</p>	管理課	188

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
意見	<p>実地調査の審査について</p> <p>「指定管理者指定手続等の手引」記載の制度所管課に提出する実地調査時のチェックリストはあり、審査ポイントにつき確認がなされていた。また、全ての確認項目について漏れなく所見が書かれていた。しかしチェックリストに記載されている確認方法は、あくまでも制度所管課が示した一例であって、施設に適した具体的な確認方法については施設所管課で整備すべきものであると考える。</p> <p>特に県は収支の状況について「収支状況は問題ない」と所見に記載していたが、事業報告書に添付されている収支決算書の数値の何をもって問題ないと評価したのか不明であった。指定管理者は指定管理施設に関する試算表及び総勘定元帳を作成しているのであるから、県は収支決算書と会計データとの整合性確認や元帳通査による支出内容の適正性をモニタリングすべきである。</p>	<p>モニタリングチェックリスト記載の確認方法について、より具体的な確認方法や確認書類の詳細を追記した。また、収支状況については、事業報告書チェックシートを作成し、収入及び支出の面から収支状況のチェックを行っていく。</p>	管理課	189
指摘事項	<p>決算書等報告の審査表について</p> <p>指定管理者の決算書の入手は行っているが、「指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領」に記載されている審査表は作成していない。</p> <p>指定管理者の経営困難等を理由とした指定の取消しがなされている自治体の事例もある。こうしたリスクに備えるため、指定管理者が安定的、継続的に公の施設の管理運営業務を実施できる状況にあるかどうかを確認することが必要である。</p> <p>決算書を入手する意義を再確認し、審査表の作成を確実に行うべきである。</p>	<p>新たに策定された審査表により施設の財務状況について審査し、指定管理者へ財務改善の助言及び指導を行う。</p>	管理課	189

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
17. みやざき臨海公園（宮崎県サンビーチーツ葉及び宮崎港マリーナ施設）				
意見	<p>一般管理費について</p> <p>当該施設においては、指定管理料の10%の金額が「一般管理費」として計上されている。</p> <p>指定管理者の当社において総務・経理を担っていることや、当社における企画運営面等の関与の実態が認められ、一般管理費の金額や割合自体に問題はないと考えられる。</p> <p>しかし、指定管理者の変更や指定管理者の業務内容の変化等もありうるため、県としては、当該金額の算定根拠の確認や金額の妥当性についての検討を定期的に行うべきである。</p>	<p>実地調査の際に、一般管理費の決算額について根拠資料を確認し、予算額と乖離していないか確認することで、妥当性の検討を行うこととする。</p>	港湾課	193
指摘事項	<p>南ビーチの無料休憩施設の管理について</p> <p>指定管理者は、「ビーチバーガーハウス」開設のために、南ビーチの無料休憩施設の内装や外装に大幅な変更を加えている（以下「本件施設変更」という。）。本件施設変更は、指定管理者と県が協議のうえ実施したものであり、指定管理期間が終了した際には、原状回復義務が存在することも相互に確認したとのことである。しかし、事前協議の状況や、本件施設変更の変更箇所についての記録、原状回復義務の範囲などについて書面化された記録が存在しない。</p> <p>後日の説明責任の観点や紛争防止の観点から、書面による記録を残すべきものであり、今後の施設管理においても注意すべき問題である。</p>	<p>指摘を踏まえ、今年度より指定管理者が管理物件の現状変更を行う際は県に現状変更の承認願を提出させ、県が内容を審査の上、承認をすることとした。承認においては原状回復義務を明記することとした。</p>	港湾課	193

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
意見	<p>南ビーチの無料休憩施設の寄付について</p> <p>上記の「本件施設変更」によって増改築された部分（指定管理者による時価見積額413万1817円相当）は、令和3年3月2日、指定管理者から県に寄付がなされ、県が所有している。</p> <p>指定管理者にとっては、時価額で413万1817円程度の損失が生じるはずであり、指定管理者に過大な負担となったともいえる。また、次回指定期間において、寄附を受けた設備を引き続き利用するものと考えられ、同様の事業ができる現指定管理者が有力候補となり、他の事業者にとっては参入障壁となる可能性がある。</p> <p>この点は、事業全体のメリットデメリットの問題であるため、一概に問題となるとは思われないが、上記観点を意識した運用が今後は必要であると思われる。</p>	民間事業者からより良い御提案をいただけるよう、ご意見も踏まえた運用を考えていきたい。	港湾課	194
意見	<p>利用促進事業の効果測定について</p> <p>ビーチバーガーハウスの運営のほか、当該施設においては、利用促進事業として「サンドフラワーフェスタ」というイベントが実施されている。</p> <p>しかし、現状ビーチバーガーハウスやサンドフラワーフェスタなどの利用促進事業が、どの程度、施設の利用促進につながっているかという観点からの効果測定が行われていない。</p> <p>利用者数の測定方法やアンケートの内容を工夫するなど、利用促進事業がどのように利用促進効果をもたらしているかについて、効果を測定する基準や方法を検討すべきである。</p>	これまでも施設利用やイベントに関するアンケートを実施してきたところであるが、更なる施設の利便性向上を図るため、アンケート内容を見直すとともに、ビーチバーガーハウスの利用者実数を令和4年度より計測し、利用促進事業の利用促進効果を測定していくこととしている。	港湾課	194

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
意見	<p>備品管理体制について</p> <p>当該施設の備品管理は、宮崎港の管理を行う中部港湾事務所（施設所管課の出先機関）が行っており、年1回備品台帳をもとに現場において照合している。</p> <p>一方、指定管理者自身が定期的に備品の確認を行うことはない。備品の確認状況についての資料は、中部港湾事務所において、指定管理業務の書類とは別に保管されている。</p> <p>備品の管理体制として、指定管理者自身に備品の状況を定期的に確認させたいえ、報告させる運用が望ましい。</p>	<p>意見を踏まえ、指定管理者と協議を行い、備品について指定管理者が定期的に状況確認を行い、確認内容について県に報告させることとした。また、この備品確認にかかる書類については中部港湾事務所のみならず、港湾課においても指定管理業務の書類と一緒に保管することとした。</p>	港湾課	195
指摘事項	<p>再委託の承認手続きがないことについて</p> <p>事業の第三者への委託（再委託）については、「あらかじめ甲（県）の承認を受けた場合に限り、管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができるものとする」とされている（基本協定書15条）。しかし、再委託について、県は、事業計画の段階などで一定程度の内容の把握はしているものの、各業務についての承認の手続きはなされていない。</p> <p>再委託においては、承認の手続きを取り、書面として残さなければならない。</p>	<p>今年度より、年度当初から委託契約を行うものについて、一括して事前に県に承認願を提出させ、県が内容を審査の上、承認することとした。</p> <p>ただし、承認されたもの以外で、年度途中に発生した利用者の安全確保のために必要な緊急を要する委託については、事前に承認を受けることなく再委託できるものとし、事後報告書を提出することとしている。</p>	港湾課	195

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
意見	<p>利用者満足度調査について</p> <p>当該施設は、利用者満足度調査として、イベント時のアンケートのほか、イベント以外の通常時の公園利用者に対するアンケートを実施している。</p> <p>県は、アンケートの集計結果の報告を受けているものの、具体的なアンケートの実施日についての確認がなされておらず、この点を正確に把握すべきである。</p> <p>また、指定管理者が実施しているアンケートの回答用紙の体裁についても、日付はおろか年度すら記入する欄がなく、その回答が、いつ実施したアンケートなのか、当該回答用紙自体からは判然としない。そのため、実施日が明らかになるよう、アンケートの形式を見直すべきである。</p> <p>さらに、通常時アンケートの取り方について、アンケート取得期間のみを設定した調査（特に期間が短い場合）では、十分な回答数を得られない場合が発生するため、たとえば、期間および回答取得数（たとえば、4半期に1回各25件、計100件など）を定めて実施をすることも有用と思われる。</p>	<p>これまでもアンケートは実施していたが、意見を踏まえ、指定管理者と協議して、利用者満足度調査の内容を見直し、新たなアンケートを作成した。</p> <p>4半期毎に25件、年間100件程度の回答を得ることを目標としており、利用者の声を把握し、施設の管理運営状況の改善に役立てていく。</p>	港湾課	195

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
意見	<p>業務報告書及び事業報告書の審査について</p> <p>「指定管理者指定手続等の手引」記載の制度所管課に提出する実地調査時のチェックリストはあり、審査ポイントにつき確認がなされていた。しかし、業務報告書、事業報告書の審査ポイントにつきチェックリストを用いて確認する考えはなく、それらも実地調査時のチェックリストと混同しているかに思えた。</p> <p>各書類入手時に確認は行っているため、担当者変更による漏れ防止や説明責任を果たすうえで、モニタリング証跡をチェックリスト等を用いて残すようにすべきである。</p>	<p>新たに策定された業務報告書チェックシート及び事業報告書チェックシートにより審査し証跡を残すとともに、指定管理者へ業務改善の助言及び指導を行う。</p>	港湾課	196
指摘事項	<p>収支決算書の根拠資料の確認について</p> <p>決算状況については、事業報告書中の収支決算書に基づき報告がなされているが、県は、当該収支状況について領収書等の根拠資料に基づく確認を行っておらず、この点の確認を行うべきである。</p>	<p>指摘を踏まえ、令和3年度分の事業報告より、報告書内の収支決算書について確認を行う際は、これまで行っていた収支決算書と帳簿等との突合とあわせて、領収書等の根拠資料の確認を行うとともに、事業報告書チェックシートにより、証跡を残すこととした。</p>	港湾課	196

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
指摘事項	<p>決算書等報告の審査表について</p> <p>指定管理者の決算書の入手は行っているが、「指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領」に記載されている審査表は作成していない。</p> <p>指定管理者の経営困難等を理由とした指定の取消しがなされている自治体の事例もある。こうしたリスクに備えるため、指定管理者が安定的、継続的に公の施設の管理運営業務を実施できる状況にあるかどうかを確認することが必要である。</p> <p>決算書を入手する意義を再確認し、審査表の作成を確実に行うべきである。</p>	新たに策定された審査表により施設の財務状況について審査し、指定管理者へ財務改善の助言及び指導を行う。	港湾課	196
指摘事項	<p>放置ヨットへの対応について</p> <p>当該施設には、長期間（少なくとも10年以上）に渡り、不法占拠状態が続いている放置ヨットが存在する。</p> <p>当該問題は、物理的に施設管理の障害となることなど、指定管理業務を行う上での支障となっている。法的対応を含め、早急に問題の解消に着手すべきである。</p>	放置ヨットの所有者に対し、ヨット撤去に係る文書を2度送付し、令和4年6月に所有者によるヨットの撤去が行われた。	港湾課	197

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
18. 県立阿波岐原森林公園				
意見	<p>一般管理費について</p> <p>当該施設においては、指定管理料の10%の金額が「一般管理費」として計上されている。</p> <p>指定管理者の当社において総務・経理を担っていることや、当社における企画運営面等の関与の実態が認められ、一般管理費の金額や割合自体に問題はないと考えられる。</p> <p>しかし、指定管理者の変更や指定管理者の業務内容の変化等もありうるため、県としては、当該金額の算定根拠の確認や金額の妥当性についての検討を定期的に行うべきである。</p>	<p>実地調査の際に、一般管理費の決算額について根拠資料を確認し、予算額と乖離していないか確認することで、妥当性の検討を行うこととする。</p>	都市計画課 美しい宮崎 づくり推進 室	201
指摘事項	<p>再委託の承認手続きがないことについて</p> <p>事業の第三者への委託（再委託）については、「あらかじめ甲（県）の承認を受けた場合に限り、管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができるものとする」とされている（基本協定書15条）。しかし、再委託について、県は、事業計画の段階などで一定程度の内容の把握はしているものの、各業務についての承認の手続きはなされていない。</p> <p>再委託においては、承認の手続きを取り、書面として残さなければならない。</p>	<p>今年度より、年度当初から委託契約を行うものについて、一括して事前に県に承認願いを提出させ、県が内容を審査の上、承認することとした。</p> <p>ただし、承認されたもの以外で、年度途中に発生した利用者の安全確保のために必要な緊急を要する委託については、事前に承認を受けることなく再委託できるものとし、事後報告書を提出することとしている。</p>	都市計画課 美しい宮崎 づくり推進 室	202

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
意見	<p>利用者満足度調査について</p> <p>当該施設は、利用者満足度調査として、アンケートポストの設置、イベント時のアンケートを実施している。</p> <p>公園施設については、利用者の評価が業績評価の重要な指標となり、イベント時の満足度調査も重要であるが、基本的には、「施設を通常利用している際に利用者がどう思っているか」を確認すべきであり、通常時の満足度調査を中心に考えるべきである。</p> <p>そこで、通常時アンケートの充実を図るべきであり、通常時アンケートについて、年2～3回実施することが望ましい。</p> <p>さらに、通常時アンケートの取り方について、アンケート取得期間のみを設定した調査（特に期間が短い場合）では、十分な回答数を得られない場合が発生するため、たとえば、期間および回答取得数を定めて実施をすることも有用と思われる。</p>	<p>これまで実施してきたアンケートポストの設置及びイベント時のアンケートに加えて、期間および回答取得数を定めた上でアンケート調査を年2～3回程度実施することとする。</p>	<p>都市計画課 美しい宮崎 づくり推進 室</p>	202

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
意見	<p>業務報告書及び事業報告書の審査について</p> <p>業務報告書について、県は業務報告書のチェックシートを用いて審査を行っており適切に審査がなされている。</p> <p>一方、事業報告書について、事業報告書提出後に審査を行い、当該内容確認のため7月頃に実地調査を行っている。事業報告書の審査は、「指定管理者指定手続等の手引」記載の制度所管課に提出する実地調査のチェックリストに基づき行われている。</p> <p>実地調査の審査と事業報告書の審査は、「指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領」によると共通する項目が多いものの、共通しない項目も存在するため、事業報告書の審査については、実地調査とは別のチェックリストを作成し、審査を行うべきである。</p>	<p>新たに策定された業務報告書チェックシート及び事業報告書チェックシートにより審査し証跡を残すとともに、指定管理者へ業務改善の助言及び指導を行う。</p>	<p>都市計画課 美しい宮崎 づくり推進 室</p>	202

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
意見	<p>収支決算状況の差引額のチェックについて</p> <p>当該施設の収支決算書によれば、「消耗品費」について、当初予算額から実績額が約260万円減額している。当該減額は花壇の花苗を維持管理・安全管理も含め一、二年草から宿根草に見直し、回数・単価が減ったため、県と協議済みとのことであった。</p> <p>経費削減努力の結果であり、望ましいものと言えるが、県が予算統制を適切に行う観点からは、各費目単位で収支状況を精査し、事業計画の大きな変更で差額が生じる場合は、適宜確認・協議を行い、その内容の記録化を検討すべきである。</p>	<p>事業報告書の審査の祭に、各費目単位で収支状況を精査し、事業計画の大きな変更で差額が生じる場合は、適宜確認・協議を行い、その内容を記録することとする。</p>	<p>都市計画課 美しい宮崎 づくり推進 室</p>	203
意見	<p>実地調査について</p> <p>当該施設の実地調査は、事業年度中に必要に応じて年2、3回の頻度で行われるものと、年に1度、事業報告書が提出された後の7月頃に行われるものがある。</p> <p>事業年度中に実施される実地調査については、審査内容が記録化されていない。そのため、事業年度内に実地調査を行った場合、審査ポイントを記載したチェックリスト等を用いて、その内容を記録化すべきである。</p>	<p>実地調査を行った際は、制度所管課が作成しているモニタリングチェックリストを用いて記録を残すこととする。</p>	<p>都市計画課 美しい宮崎 づくり推進 室</p>	203

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
19. 県立青島亜熱帯植物園・宮崎県総合運動公園				
意見	<p>1者応募について</p> <p>前回指定管理期間から応募が1者のみであり、競争性が確保されていない状況が続いている。</p> <p>植物園については、植物の管理について特別な経験が必要であり、運動公園については、施設の規模が大きく、一定以上の管理能力が必要であることから、そもそも申請可能な業者が少ないとのことである。</p> <p>植物園、運動公園の特殊性を考慮すれば、結果として1者になることはやむを得ないと考えられるが、植物園と運動公園を一括で指定していることの是非の検討や、他に管理可能な業者がないかを調査するなど、引き続き、応募団体増加のための努力を続ける必要がある。</p>	<p>複数応募による競争性を担保するため、現地説明会や募集期間中の問い合わせ等、機会を捉えて応募を検討している企業からヒアリングを行い、各業界団体等の状況や、当該指定管理施設の募集にあたっての課題を把握するとともに、募集における工夫を行い、制度所管課と情報共有する。</p>	都市計画課 美しい宮崎 づくり推進 室	209
意見	<p>一般管理費について</p> <p>当該施設においては、指定管理料の10%の金額が「一般管理費」として計上されている。</p> <p>指定管理者の当社において総務・経理を担っていることや、当社における企画運営面等の関与の実態が認められ、一般管理費の金額や割合自体に問題はないと考えられる。</p> <p>しかし、指定管理者の変更や指定管理者の業務内容の変化等もありうるため、県としては、当該金額の算定根拠の確認や金額の妥当性についての検討を定期的に行うべきである。</p>	<p>実地調査の際に、一般管理費の決算額について根拠資料を確認し、予算額と乖離していないか確認することで、妥当性の検討を行うこととする。</p>	都市計画課 美しい宮崎 づくり推進 室	209

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
意見	<p>備品管理状況の記録について</p> <p>備品については、備品チェックリストに基づき適宜指定管理者が確認を行い、県は、年1回の実地調査の際に備品の管理状況を確認しているため、備品チェックの方法に特段問題は無い。</p> <p>もっとも、備品チェックの状況の記録について、「備品の管理状況に問題がない」という旨の結論の記録はあるものの、いつどのような確認がなされたかについて、書面による記録がなく、この点を書面で残すべきである。</p>	<p>備品管理状況について、確認方法や日時等を記載した様式を定め、指定管理者から報告を受けるよう改善する。</p>	<p>都市計画課 美しい宮崎 づくり推進 室</p>	210
指摘事項	<p>再委託の承認手続きがないことについて</p> <p>事業の第三者への委託（再委託）については、「あらかじめ甲（県）の承認を受けた場合に限り、管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができるものとする」とされている（「県立青島亜熱帯植物園及び宮崎県総合運動公園の管理運営に関する年度協定書」11条）。しかし、再委託について、県は、事業計画の段階などで一定程度の内容の把握はしているものの、各業務についての承認の手続きはなされていない。</p> <p>再委託においては、承認の手続きを取り、書面として残さなければならない。</p>	<p>今年度より、年度当初から委託契約を行うものについて、一括して事前に県に承認願いを提出させ、県が内容を審査の上、承認することとした。</p> <p>ただし、承認されたもの以外で、年度途中に発生した利用者の安全確保のために必要な緊急を要する委託については、事前に承認を受けることなく再委託できるものとし、事後報告書を提出することとしている。</p>	<p>都市計画課 美しい宮崎 づくり推進 室</p>	210

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
意見	<p>利用者満足度調査について</p> <p>当該施設は、利用者満足度調査として、アンケートポストの設置、イベント時のアンケートを実施している。</p> <p>公園施設については、基本的には「施設を通常利用している際に利用者がどう思っているか」を確認すべきであり、通常時の満足度調査を中心に考えるべきである。</p> <p>そこで、通常時アンケートの充実を図るべきであり、通常時アンケートについて、年2～3回実施することが望ましい。</p> <p>さらに、通常時アンケートの取り方について、アンケート取得期間のみを設定した調査（特に期間が短い場合）では、十分な回答数を得られない場合が発生するため、たとえば、期間および回答取得数を定めて実施をすることも有用と思われる。</p> <p>一方、植物園については、観光地である青島神社に至る参道の途中にも入口があり、植物園の利用を意図せず青島を訪れた観光客の集客も可能である。そのような集客を意識した取り組み（看板の設置位置やアンケートでの意見聴取等）も有用と思われる。</p>	<p>これまで実施してきたアンケートポストの設置及びイベント時のアンケートに加えて、期間および回答取得数を定めた上でアンケート調査を年2～3回程度実施することとする。</p>	<p>都市計画課 美しい宮崎 づくり推進 室</p>	210

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
意見	<p>利用者数の把握について</p> <p>植物園の外苑の利用者について、利用者数の把握方法を再検討すべきである。</p> <p>植物園は、入場者を実数でカウントすることができる温室（大温室と熱帯果樹温室）等の施設と、入場者を実数でカウントすることが困難である（入口が複数箇所存在するなどの要因のため。）公園の外苑（以下「外苑」という。）で構成されている。</p> <p>外苑の利用者数は、平成28年度より、大温室の利用者の2.5倍の数を概算数として集計している。この点、常に大温室の2.5倍という数値を計上するのであれば、そもそも外苑について別途利用者数を計上する実益は乏しく、温室の利用者数のみを計上すれば十分であり、当該報告はあまり意味をなさない。</p> <p>外苑の利用者数を把握するのは、温室は利用しないものの、外苑は利用するという人数を把握することを目的とするはずであり、温室以外の外苑部分の管理状況を把握するためには、当該人数もできる限り正確に把握すべきである。</p> <p>そこで、外苑についての利用者数を把握する必要の有無を検討し、必要がある場合には、利用者数の把握方法を改めて検討すべきである。</p>	<p>公園の整備方針を計画する上で、外苑利用者数の把握は必要である。</p> <p>ただし、監査人の意見にもあり、日常的に外苑の正確な人数を把握するのは困難であるため、指定管理期間の更新時に人を配置し実数をカウントすることで、係数の見直しを行うこととする。</p>	都市計画課 美しい宮崎 づくり推進 室	211

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
意見	<p>業務報告書及び事業報告書の審査について</p> <p>業務報告書について、県は、業務報告書のチェックシートを用いて審査を行っており、適切に審査がなされている。</p> <p>一方、事業報告書について、事業報告書提出後に審査を行い、当該内容の確認のため、7月頃に実地調査を行っている。事業報告書の審査は、「指定管理者指定手続等の手引」記載の制度所管課に提出する実地調査のチェックリストに基づき行われている。</p> <p>実地調査の審査と事業報告書の審査は、「指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領」によると共通する項目が多いものの、共通しない項目も存在するため、事業報告書の審査については、実地調査とは別のチェックリストを作成し、審査を行うべきである。</p>	<p>新たに策定された業務報告書チェックシート及び事業報告書チェックシートにより審査し証跡を残すとともに、指定管理者へ業務改善の助言及び指導を行う。</p>	<p>都市計画課 美しい宮崎 づくり推進 室</p>	211
意見	<p>収支決算状況の差引額のチェックについて</p> <p>当該施設の収支決算書によれば、「消耗品費」について、当初予算額から実績額が約100万円減額している。</p> <p>当該差引額は、指定管理者には責任のない事情（県の事情）により実施できなかった事業についての消耗品費であり、指定管理者の業務には何ら問題はなかったが、県が予算統制を適切に行う観点からは、各費目単位で収支状況を精査し、事業計画の大きな変更で差額が生じる場合は、適宜確認・協議し、その内容の記録化を検討すべきである。</p>	<p>事業報告書の審査の祭に、各費目単位で収支状況を精査し、事業計画の大きな変更で差額が生じる場合は、適宜確認・協議を行い、その内容を記録することとする。</p>	<p>都市計画課 美しい宮崎 づくり推進 室</p>	212

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
意見	<p>実地調査について</p> <p>当該施設の実地調査は、事業年度中に必要に応じて年2、3回の頻度で行われるものと、年に1度、事業報告書が提出された後の7月頃に行われるものがある。</p> <p>事業年度中に実施される実地調査については、審査内容が記録化されていない。そのため、事業年度内に実地調査を行った場合、審査ポイントを記載したチェックリスト等を用いて、その内容を記録化すべきである。</p>	<p>実地調査を行った際は、制度所管課が作成しているモニタリングチェックリストを用いて記録を残すこととする。</p>	<p>都市計画課 美しい宮崎 づくり推進 室</p>	212

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
20. 県立平和台公園・宮崎県総合文化公園				
意見	<p>一般管理費について</p> <p>当該施設の収支決算書によれば、当該施設においては、「一般管理費」が計上されている。県は、「一般管理費」の算定根拠の確認や金額の妥当性についての検討を行っていないかった。</p> <p>調査の結果、指定管理者の社内全体の経営計画（損益計画）から、各事業部門における売上高、利益率、人員構成から配分比率を算出して予算を決定し、決算においては、実績において当該金額を修正して計上しているとのことである。</p> <p>この点、当該施設については、本社における関与の実態が認められ、一般管理費の金額等に特に問題はないと考えられる。</p> <p>もっとも、指定管理者の変更や指定管理者の業務内容の変化等もありうるため、県としては、当該金額の算定根拠の確認や金額の妥当性についての検討を定期的に行うべきである。</p>	<p>実地調査の際に、一般管理費の決算額について根拠資料を確認し、予算額と乖離していないか確認することで、妥当性の検討を行うこととする。</p>	<p>都市計画課 美しい宮崎 づくり推進 室</p>	218

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
指摘事項	<p>再委託の承認手続きがないことについて</p> <p>事業の第三者への委託（再委託）については、「あらかじめ甲（県）の承認を受けた場合に限り、管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができるものとする」とされている（「県立平和台公園及び宮崎県総合文化公園の管理運営に関する基本協定書」11条）。しかし、再委託について、県は、事業計画の段階などで一定程度の内容の把握はしているものの、各業務についての承認の手続きはなされていない。</p> <p>再委託においては、承認の手続きを取り、書面として残さなければならない。</p>	<p>今年度より、年度当初から委託契約を行うものについて、一括して事前に県に承認願いを提出させ、県が内容を審査の上、承認することとした。</p> <p>ただし、承認されたもの以外で、年度途中に発生した利用者の安全確保のために必要な緊急を要する委託については、事前に承認を受けることなく再委託できるものとし、事後報告書を提出することとしている。</p>	都市計画課 美しい宮崎 づくり推進 室	219
意見	<p>業務報告書及び事業報告書の審査について</p> <p>業務報告書について、県は、業務報告書のチェックシートを用いて審査を行っており、適切に審査がなされている。</p> <p>一方、事業報告書について、事業報告書提出後にチェックリストに基づき確認を行い、当該内容の確認のため、7月頃に実地調査を行っている。事業報告書の審査は、「指定管理者指定手続等の手引」記載の制度所管課に提出する実地調査のチェックリストに基づき行われている。</p> <p>実地調査の審査と事業報告書の審査は、「指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領」によると共通する項目が多いものの、共通しない項目も存在するため、事業報告書の審査については、実地調査とは別のチェックリストを作成し、審査を行うべきである。</p>	<p>新たに策定された業務報告書チェックシート及び事業報告書チェックシートにより審査し証跡を残すとともに、指定管理者へ業務改善の助言及び指導を行う。</p>	都市計画課 美しい宮崎 づくり推進 室	219

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
意見	<p>実地調査について</p> <p>当該施設の実地調査は、事業年度中に必要に応じて年2、3回の頻度で行われるものと、年に1度、事業報告書が提出された後の7月頃に行われるものがある。</p> <p>事業年度中に実施される実地調査については、審査内容が記録化されていない。そのため、事業年度内に実地調査を行った場合、審査ポイントを記載したチェックリスト等を用いて、その内容を記録化すべきである。</p>	<p>実地調査を行った際は、制度所管課が作成しているモニタリングチェックリストを用いて記録を残すこととする。</p>	<p>都市計画課 美しい宮崎 づくり推進 室</p>	219

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
2 1. 特別史跡公園西都原古墳群				
意見	<p>一般管理費について</p> <p>当該施設においては、指定管理料の10%の金額が「一般管理費」として計上されている。</p> <p>指定管理者の当社において総務・経理を担っていることや、当社における企画運営面等の関与の実態が認められ、一般管理費の金額や割合自体に問題はないと考えられる。</p> <p>しかし、指定管理者の変更や指定管理者の業務内容の変化等もありうるため、県としては、当該金額の算定根拠の確認や金額の妥当性についての検討を定期的に行うべきである。</p>	<p>実地調査の際に、一般管理費の決算額について根拠資料を確認し、予算額と乖離していないか確認することで、妥当性の検討を行うこととする。</p>	<p>都市計画課 美しい宮崎 づくり推進 室</p>	224
指摘事項	<p>再委託の承認手続きがないことについて</p> <p>事業の第三者への委託（再委託）については、「あらかじめ甲（県）の承認を受けた場合に限り、管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができるものとする」とされている（「特別史跡公園西都原古墳群の管理運営に関する基本協定書」11条）。しかし、再委託について、県は、事業計画の段階などで一定程度の内容の把握はしているものの、各業務についての承認の手続きはなされていない。</p> <p>再委託においては、承認の手続きを取り、書面として残さなければならない。</p>	<p>今年度より、年度当初から委託契約を行うものについて、一括して事前に県に承認願いを提出させ、県が内容を審査の上、承認することとした。</p> <p>ただし、承認されたもの以外で、年度途中に発生した利用者の安全確保のために必要な緊急を要する委託については、事前に承認を受けることなく再委託できるものとし、事後報告書を提出することとしている。</p>	<p>都市計画課 美しい宮崎 づくり推進 室</p>	224

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
意見	<p>利用者満足度調査について</p> <p>公園施設については、利用者の評価が業績評価の重要な指標となり、イベント時の満足度調査も重要であるが、基本的には「施設を通常利用している際に利用者がどう思っているか」を確認すべきであり、通常時の満足度調査を中心に考えるべきである。</p> <p>そこで、通常時アンケートの充実を図るべきであり、通常時アンケートについて、年2～3回実施することが望ましい。</p> <p>さらに、通常時アンケートの取り方について、アンケート取得期間のみを設定した調査（特に期間が短い場合）では、十分な回答数を得られない場合が発生するため、たとえば、期間および回答取得数を定めて実施することも有用と思われる。</p>	<p>これまで実施してきたアンケートポストの設置及びイベント時のアンケートに加えて、期間および回答取得数を定めた上でアンケート調査を年2～3回程度実施することとする。</p>	<p>都市計画課 美しい宮崎 づくり推進 室</p>	225

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
意見	<p>業務報告書及び事業報告書の審査について</p> <p>業務報告書について、県は業務報告書のチェックシートを用いて審査を行っており適切に審査がなされている。</p> <p>一方、事業報告書について、事業報告書提出後に審査を行い、当該内容確認のため7月頃に実地調査を行っている。事業報告書の審査は、「指定管理者指定手続等の手引」記載の制度所管課に提出する実地調査のチェックリストに基づき行われている。</p> <p>実地調査の審査と事業報告書の審査は、「指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領」によると共通する項目が多いものの、共通しない項目も存在するため、事業報告書の審査については、実地調査とは別のチェックリストを作成し、審査を行うべきである。</p>	<p>新たに策定された業務報告書チェックシート及び事業報告書チェックシートにより審査し証跡を残すとともに、指定管理者へ業務改善の助言及び指導を行う。</p>	<p>都市計画課 美しい宮崎 づくり推進 室</p>	225
意見	<p>実地調査について</p> <p>当該施設の実地調査は、事業年度中に必要に応じて年2、3回の頻度で行われるものと、年に1度、事業報告書が提出された後の7月頃に行われるものがある。</p> <p>事業年度中に実施される実地調査については、審査内容が記録化されていない。そのため、事業年度内に実地調査を行った場合、審査ポイントを記載したチェックリスト等を用いて、その内容を記録化すべきである。</p>	<p>実地調査を行った際は、制度所管課が作成しているモニタリングチェックリストを用いて記録を残すこととする。</p>	<p>都市計画課 美しい宮崎 づくり推進 室</p>	225

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
2 2. 県営住宅（宮崎・日南・串間・都城・小林・高岡・西都・高鍋土木事務所管内 8 3 団地）				
意見	<p>都城市営住宅とのパッケージでの選定手続について</p> <p>第5期の新たな指定管理者の選定に際し、当初、宮崎県営住宅だけではなく、都城市営住宅とのパッケージでの指定管理者の選定となるはずであったが、都城市議会の反対により、都城市営住宅における指定管理者制度の導入は見送られ、第4期と同様に、宮崎県営住宅のみでの指定管理者の選定となったという経緯がある。</p> <p>しかし、当初の都城市営住宅とのパッケージでの募集要領は見直されることはなく、また、再度、募集期間を設けることもなく、パッケージ募集の際に応募のあった一般社団法人宮崎県宅建協会が、そのまま指定管理者として選定されることになった。</p> <p>当初の募集要領に記載のある指定管理施設が変わったのであれば、募集の前提条件が変わったということであるため、第5期の指定管理者募集のプロセスが適切であったのかどうかを再度検討し、仮に今後同じようなことがあれば、県としてどのように対処していくべきか予め考慮しておくべきである。</p>	<p>指定管理者の指定は県及び都城市の各議会での議決事項であり、本件のように議会で否決される可能性がある中、そうした事態が生じた場合の取扱いが募集要領等において明確にされていなかった点が問題であったと認識している。</p> <p>また、当時、実質的に募集条件が募集後に変更となったことに対する再募集の必要性について検討を行った際に、指定手続上の重大な瑕疵はないとの判断の上、社会的な影響も考慮して、再募集を行わないとの結論に至っているが、手続の透明性や公平性の観点での検討が不十分だったのではないかと考えられる。</p> <p>今後、共同選定を行うに当たっては、本件と同様の事態が生じた場合の適切な取扱いについて、手続の透明性や公平性も踏まえて検討を行い、募集要領等で事前に明確にした上で募集を行うこととする。</p>	建築住宅課	232

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
指摘事項	<p>収支差額について</p> <p>令和2年度の収支差額は、収入と諸費用の他に、他会計振替額として費用を計上したため、結果としてゼロとなっていた。</p> <p>ヒアリングによれば、他会計振替額とは本社費のことであるとのことであり、本社費の計上自体を否定するつもりはないが、収入と諸費用の差額のすべてが本社費で、結果として収支差額がゼロという決算書は適切であるとは言えない。例えば、定額もしくは収入の一定割合という形で、本社費の計上の方法について事業計画書上で明らかにしたうえで、その方法に基づいた本社費を計上し、結果としての収支差額を算定しなければ、本来の指定管理施設の収支は明らかにはならないと考えられる。</p>	<p>県営住宅の指定管理業務において必要となる経費や管理運営収支状況を正確に把握するためには、本社費についても正確な経費の計上が必要であると考えます。</p> <p>このため、指定管理者に対して、本社費の実態について確認を行い、算定方法について協議の上、実態に即した適切な収支状況を報告するよう指導を行う。</p>	建築住宅課	233
指摘事項	<p>決算書等報告の審査表について</p> <p>指定管理者の決算書の入手は行っているが、「指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領」に記載されている審査表は作成していない。</p> <p>指定管理者の経営困難等を理由とした指定の取消しがなされている自治体の事例もある。こうしたリスクに備えるため、指定管理者が安定的、継続的に公の施設の管理運営業務を実施できる状況にあるかどうかを確認することが必要である。</p> <p>決算書を入手する意義を再確認し、審査表の作成を確実に行うべきである。</p>	<p>新たに策定された審査表により施設の財務状況について審査し、指定管理者へ財務改善の助言及び指導を行う。</p>	建築住宅課	233

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
2 3. 県営住宅（日向・延岡土木事務所、西臼杵支庁管内27団地）				
指摘事項	<p>収支差額について</p> <p>令和2年度の収支差額は、収入と諸費用の他に、組合繰入金として費用を計上したため、結果としてゼロとなっていた。</p> <p>組合繰入金とは本社費のことであるとのことであり、本社費の計上自体を否定するつもりはないが、収入と諸費用の差額のすべてが本社費で、結果として収支差額がゼロという決算書は適切であるとは言えない。例えば、定額もしくは収入の一定割合という形で、本社費の計上の方法について事業計画書上で明らかにしたうえで、その方法に基づいた本社費を計上し、結果としての収支差額を算定しなければ、本来の指定管理施設の収支は明らかにはならないと考えられる。</p>	<p>県営住宅の指定管理業務において必要となる経費や管理運営収支状況を正確に把握するためには、本社費についても正確な経費の計上が必要であると考えます。</p> <p>このため、指定管理者に対して、本社費の実態について確認を行い、算定方法について協議の上、実態に即した適切な収支状況を報告するよう指導を行う。</p>	建築住宅課	237
指摘事項	<p>決算書等報告の審査表について</p> <p>指定管理者の決算書の入手は行っているが、「指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領」に記載されている審査表は作成していない。</p> <p>指定管理者の経営困難等を理由とした指定の取消しがなされている自治体の事例もある。こうしたリスクに備えるため、指定管理者が安定的、継続的に公の施設の管理運営業務を実施できる状況にあるかどうかを確認することが必要である。</p> <p>決算書を入手する意義を再確認し、審査表の作成を確実に行うべきである。</p>	<p>新たに策定された審査表により施設の財務状況について審査し、指定管理者へ財務改善の助言及び指導を行う。</p>	建築住宅課	237

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
【各論・施設所管課】				
○ 企業局				
24. 一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設				
指摘事項	<p>再公募に係る第2回指定管理候補者選定委員会会議運営について</p> <p>平成31年度からの指定期間に係る選定委員会は委員出席過半数要件が無いことを理由に有効に成立しているが、そのような理由で会議運営がなされれば、会議の形骸化が否めない。欠席委員に対しては、個別に訪問し議事概要について説明を行うとしているが、専門家同士が意見交換を行いながら会議を行うことに重要な意義があると解する。また、再公募によって急な委員会開催スケジュールとなり、各委員との日程調整が困難だったと推測されるころではあるが、地方自治体によっては、閉庁日時に各種委員会を実施するケースも多く、スケジュール調整の工夫が足りなかったと言える。したがって、当該委員会は過半数出席要件が無い以上は全員出席が必要であったと解する。</p>	<p>次回指定管理選定の際には、選定委員会については全員出席が原則であることとした上で、定足数要件を定める。</p>	企業局総務課	241

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
意見	<p>予約管理について</p> <p>ゴルフ場の予約管理は、指定管理者がリース契約した会員管理受付システムによって管理運用している。指定管理者が交代する場合には、このシステムを引き継がなければ実務的に支障が出ることは明白である。</p> <p>また、指定管理者募集に係る提供資料には、現指定管理者のリース契約一覧に記載はあるものの、システム作成会社、リース会社及びリース料総額などの詳細な記載はなされていなかった。なお、平成31年度指定管理者交代の際には、旧指定管理者のリース契約の引き継ぎがなされて運営されている。</p> <p>一般的に会員管理受付システムの新規導入には多額の費用が想定され、これを理由に応募を躊躇する場合も想定される。また、指定管理者引き継ぎの際の顧客管理情報や予約管理情報の漏えいは絶対に許されないことである。したがって、会員管理受付システムは県がリース契約を行い、指定管理者にリース契約させるべきではないと考える。</p>	<p>次期指定管理選定の際には、会員管理システムの費用を明示することとする。なお、どのような会員管理システムを導入するかについては指定管理者の意向が優先されると考えるため、県によるリース契約は想定していない。</p>	<p>企業局総務課</p>	<p>242</p>

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
意見	<p>ポイントサービスについて</p> <p>ポイントサービス制度は平成18年10月から開始され、当時の指定管理者が施設利用リピーターを増やし利用者増加を目的として実施した制度である。このポイントサービスは単純な紙媒体のスタンプカードではなく、指定管理者がリース契約した会員管理受付システムによって管理運用している。したがって、指定管理者が交代する場合は旧指定管理者の会員管理受付システムの引き継ぎが必須となっている。また、ポイントサービス制度は債務とは言い切れないが、旧指定管理者指定期間にポイントを貯めた利用者が新指定管理者指定期間にポイントを使って施設を利用すれば、新指定管理者は無料で施設を利用者に提供することになり、実質的に損失が生じることになる。</p> <p>ポイントサービス制度については、その在り方について検討を要すると考える。</p>	<p>ポイントサービス制度については、現指定管理者とも協議を行い、次期指定管理選定に向けて、その在り方を検討する。</p>	企業局総務課	243
意見	<p>業務引継書について</p> <p>現指定管理者へのヒアリングによれば、業務引継書や旧指定管理者の所有する備品や消耗品を新指定管理者に無償で譲渡する契約書は取り交わしていないとのことであった。業務引継ぎについては新旧指定管理者間で行うものであるが、県は指定管理者の円滑な交代のために指導助言する立場にあり、当然に業務引継書の作成や特に無償譲渡契約の作成などについては適切な指導を行うべきであったと考える。</p>	<p>書面は作成していないものの、業務引継に際しては、企業局担当職員が直接出向いて指導・監督を行っている。しかしながら、新旧当事者間の契約書を作成していないなど不備が見られたため、次期指定管理の際には、適切な指導を行う。</p>	企業局総務課	243

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
指摘事項	<p>業務引継に係る個人情報資料の返還等について</p> <p>旧指定管理者から新指定管理者へ予約情報等を含んだ個人情報は会員管理受付システムによって包括的に引き継がれている。したがって、県は旧指定管理者に対して県に個人情報資料を返還させず直接新指定管理者に渡すように指示したものと解するが、書面により指示した記録は無かった。施設で収集した個人情報を適切に管理するため、引き継ぎにおいても基本協定書に基づいて適切に受け渡した記録を残すべきである。</p>	<p>次回指定管理選定の際には、個人情報の管理について、書面にて記録を残すなど、適切な管理に努める。</p>	<p>企業局総務課</p>	<p>244</p>

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
意見	<p>指定管理料算定について</p> <p>当初の募集では1者応募があったものの辞退されたため、納付金の算定方法を条件緩和して再募集を行っている。</p> <p>令和元年度及び令和2年度は緩和した要件を満たしているにもかかわらず、指定管理者は結果として各年500万円以上の黒字を確保することになった。県とすると想定以上の利益が指定管理者にもたらされたことによって、納付金収入を得る機会を失ったと言える。</p> <p>指定管理料算定においては過去の実績に基づいて行われているが、長年同じ指定管理者が続き、更に1者しか応募が来ない状況が続くと県が収集できる情報は当該指定管理者の実績しかないため、他者であれば縮減できる費用などが全く積算できない。よって、指定管理料積算において、現在の指定管理者実績しか情報が得られない場合においては、県内の指定管理者実績や他県の同様な指定管理者情報等を幅広く得ることによって、本来縮減できる費用が見過ごされていないか検討すべきと考える。</p>	<p>次期指定管理選定の際には、現指定管理者の経営状況や利用動向を踏まえ、県内の他指定管理実績や他県の情報を参考にしながら、企業局と指定管理者の経営リスクが適正となるよう検討する。</p>	<p>企業局総務課</p>	<p>244</p>

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
意見	<p>実地調査の審査について</p> <p>「指定管理者指定手続等の手引」記載の制度所管課に提出する実地調査時のチェックリストはあり、審査ポイントにつき確認がなされていた。しかし、所見の欄に記載されていたコメントは皆無に近い状態であった。チェックリストに記載されている確認方法は、あくまでも制度所管課が示した一例であって、施設に適した具体的な確認方法については施設所管課で整備すべきものであると考ええる。</p> <p>特に県は収支の状況について収支決算書の数値の何をもって「適」と評価したのか不明であった。指定管理者は指定管理施設に関する試算表及び総勘定元帳を作成しているのがあるから、県は収支決算書と会計データとの整合性確認や元帳通査による支出内容の適正性をモニタリングすべきである。</p>	<p>経理及び収支の状況について会計帳簿、支出関係書類等により適正に行われているか調査・確認し、その内容を所見の欄に記載する。</p>	<p>企業局総務課</p>	<p>246</p>
指摘事項	<p>決算書等報告の審査表について</p> <p>指定管理者の決算書の入手は行っているが、「指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領」に記載されている審査表は作成していない。</p> <p>指定管理者の経営困難等を理由とした指定の取消しがなされている自治体の事例もある。こうしたリスクに備えるため、指定管理者が安定的、継続的に公の施設の管理運営業務を実施できる状況にあるかどうかを確認することが必要である。</p> <p>決算書を入手する意義を再確認し、審査表の作成を確実に行うべきである。</p>	<p>新たに策定された審査表により施設の財務状況について審査し、指定管理者へ財務改善の助言及び指導を行う。</p>	<p>企業局総務課</p>	<p>247</p>

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
【各論・施設所管課】				
○ 教育庁				
2 5. 宮崎県体育館、宮崎県ライフル射撃競技場、宮崎県総合運動公園有料公園施設				
意見	<p>1者応募について</p> <p>過去の指定期間においては、現指定管理者を含む3者からの応募があったこともあるが、現在の指定期間及び前指定期間については、現指定管理者のみの1者による応募が継続している。</p> <p>本施設に係る指定管理業務の内容を踏まえると、一部専門的な知識が必要であるとしても、原則として施設の維持管理や定型的業務が主たる業務であり、複数者から応募されないことは問題があると考える。</p> <p>この点、現在の指定期間に係る応募は1者のみであるが、現地説明会には2者参加しているとのことである。ただし、現地説明会に複数参加しているにもかかわらず応募が1者の理由の原因追及はしていないとのことであった。また、県は、その他、複数者から応募されない具体的な原因を把握するための調査分析は実施していない。</p> <p>このため、県は、本施設に係る応募者の競争環境を確保するために、現地説明会に参加したが応募に至らなかった事業者へのヒアリングのほか、業界団体や関連業者へのヒアリング等の調査を通じて、複数者から応募されない具体的な原因を分析した上で、対応策を検討されたい。</p>	<p>複数応募による競争性を担保するため、現地説明会や募集期間中の問い合わせ等、機会を捉えて応募を検討している企業からヒアリングを行い、各業界団体等の状況や、当該指定管理施設の募集にあたっての課題を把握するとともに、募集における工夫を行い、制度所管課と情報共有する。</p>	教育庁 スポーツ振 興課	256

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
意見	<p>指定管理候補者選定委員会の委員の利害関係について</p> <p>県に対して、委員の選定にあたり指定管理者と利害関係がない旨を確認しているかを質問したところ、一般的に利害関係者と考えられる者は委員として選任しないようにしているが、利害関係がない旨を記載した書面は入手していないとの回答を得た。</p> <p>利害関係の有無の確認方法について書面で把握しない場合、正確性、責任の所在等が不明瞭になる可能性があるとともに、担当者の異動等により事実関係が把握できない可能性もある。このため、県は、利害関係の確認にあたっては、書面により事実を確認されたい。</p>	<p>新たに策定される利害関係チェックリストを委員選出時に活用するとともに、委員の就任承諾書にも、利害関係がない旨を確認するチェック項目を加え、事実確認を行う。</p>	<p>教育庁 スポーツ振 興課</p>	257
意見	<p>共同事業体の業務分担、リスク分担等について</p> <p>本施設の指定管理者は公益財団法人宮崎県スポーツ施設協会と公益財団法人宮崎県スポーツ協会とで構成される共同事業体である。</p> <p>県は、共同事業体の協定書を入手している。県に、構成団体別の業務分担、リスク分担、業務に関する収益及び費用の分担について把握しているか質問したところ、具体的内容は把握しておらず、具体的内容を取り決めた文書も入手していないとのことである。</p> <p>県は、指定管理業務の円滑な運営及び各構成員の決算状況把握のために、共同事業体の構成員間で取り決められている業務分担、リスク分担等の内容を把握されたい。</p>	<p>共同事業体の構成員間で取り決められている業務分担、リスク分担等の内容を再度確認するため、指定管理者へ聞き取りを行い、資料の提出を受けた。</p> <p>今後は各年度の事業計画提出時に、当該年度における各構成員の業務分担・リスク分担等の分かる資料を提出するよう指示を行った。</p>	<p>教育庁 スポーツ振 興課</p>	257

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
意見	<p>修繕費の責任限度額について</p> <p>宮崎県スポーツ施設の管理運営に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）第11条及び別記2には、指定管理者が負担すべきは、「指定管理者による管理の瑕疵によるもの」及び「第三者の行為、経年劣化等による損傷等で小規模なもの（1件当たり50万円以下のもの）」と記載されている。</p> <p>基本協定書では、指定管理者が負担すべき修繕費の上限額が定められていない。このため、指定管理者に過度な修繕を負わせる可能性があるとともに、年間修繕金額が多額となる場合は、指定管理者が修繕を控え、本来は修繕すべきと考えられる箇所が適時に修繕されない可能性もある。</p> <p>このため、県は、指定管理者が負担すべき修繕の上限額として責任限度額を定め、これを超えて修繕する必要が生じた場合には、県が直接修繕することや追加で必要な修繕費分の指定管理料を指定管理者へ支払うこと等を検討し、基本協定書等に内容を明示されたい。</p>	<p>指定管理者は、多数ある修繕が必要な箇所に優先順位をつけ、指定管理者の予算の範囲内において計画的に修繕を行っている。</p> <p>また、指定管理者は、50万円以下の修繕であっても、県に負担を求める協議を行うことができると基本協定書に明記されている。</p> <p>これらの状況を踏まえ、指定管理者が負担すべき修繕の上限額として責任限度額を定めることについて、指定管理者と協議した結果、第5期（令和2～6年度）の間については責任限度額を基本協定書等に明示しないこととすることについて合意した。なお、第6期以降の責任限度額の設定については、募集や基本協定書締結の際に検討することとする。</p>	教育庁 スポーツ振 興課	258

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
意見	<p>県委託料を財源とした改修等工事について</p> <p>県は、令和2年度において、指定管理者へ設備の改修等に必要な費用を委託料として支出している。これを受けて、指定管理者は県からの委託料を財源に、工事を発注している。</p> <p>工事等の内容を見ると、「第三者の行為、経年劣化等による損傷等で大規模なもの（1件当たり50万円を超えるもの）」に該当すると考えられる。このため、本来であれば県がリスク負担すべきと考えられるが、県は直接工事を行うことはせずに指定管理者へ工事の委託を行っており、工事施工の責任は指定管理者が負うことになるため、基本協定書の規定を逸脱しているように思える。</p> <p>このため、県がリスク負担すべき改修工事等は、原則として県の費用負担の下、県で直接工事を実施されたい。また、例外的に指定管理者で工事する場合は、県と指定管理者とのリスク分担を整理した上で、県と指定管理者で行った協議内容等が明確に記載された文書を作成されたい。</p>	<p>県がリスク負担すべき改修工事等については、原則として県が直接実施することとし、例外的に指定管理者に実施を委託する場合は、県と指定管理者とのリスク分担を整理した内容を契約書等に明示することとする。</p>	<p>教育庁 スポーツ振 興課</p>	258
意見	<p>第三者への委託の承認手続について</p> <p>本施設においては、一部業務について第三者への委託がされており、県は指定管理者へ事前の承認を行っている。しかし、当該承認の時点において、各業務に係る業者名、再委託予定額等の把握までは行っていない。</p> <p>このため、県は、再委託の承認を行う場合には、第三者へ委託予定の業務内容に加え、委託予定業者名、委託予定金額等の情報を把握し、慎重に判断されたい。</p>	<p>指定管理者が県に第三者委託承認申請を行う際に提出する書類に、各業務に係る委託予定業者名及び委託予算額を追加して記載するよう指示を行い、再委託の詳細な内容を把握した。</p>	<p>教育庁 スポーツ振 興課</p>	259

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
意見	<p>業績評価指標について</p> <p>令和2年度における本施設に係る管理運営実績の評価シートにおいては、定量的な数値として、施設利用者数、申請件数、有料駐車場駐車台数、施設利用料金収入及び収支状況が記載されている。県に対して、管理運営実績の評価を行うに際して定めた評価指標の目標値を質問したところ、業績評価のための目標値は明確には定めていないとのことである。</p> <p>指定管理者の業績評価の目的は、施設の管理運営が適正かつ確実に行われるよう、指定管理者の指導・監督を行うためであると考えられる。このためには、業績評価指標について、客観的な目標値を具体的に設定することが望ましいと考える。</p> <p>このため、県は、業績評価指標の目標値を設定した上で当該目標値と実績値との比較分析を行い、その結果を踏まえて、管理運営実績を評価されたい。</p>	<p>管理運営業務の評価を行うに当たり、評価指標毎に目標値を設定し、実績値と比較分析を行った結果を踏まえて評価を行うこととする。</p>	<p>教育庁 スポーツ振 興課</p>	<p>260</p>

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
意見	<p>業務報告書及び事業報告書の審査について</p> <p>指定管理者が提出した業務報告書及び事業報告書については、県内部において稟議されているが、「指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領」記載の主な審査内容に基づき具体的な確認を実施した証跡は残されていない。</p> <p>業務報告書及び事業報告書に対する審査は、適切なモニタリングの実施や県が指定管理者制度運用に関する説明責任を果たす上で、重要な手続きである。</p> <p>このため、県は、主な審査内容を踏まえた具体的な審査の実施結果を証跡として残されたい。具体的には、審査内容についてチェックリスト等を作成し、モニタリング証跡を残すようにすることが望ましい。</p>	<p>新たに策定された業務報告書チェックシート及び事業報告書チェックシートにより審査し証跡を残すとともに、指定管理者へ業務改善の助言及び指導を行う。</p>	<p>教育庁 スポーツ振 興課</p>	260

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
指摘事項	<p>指定管理業務の収支決算書について</p> <p>県は、指定管理者から指定管理業務の決算書として、公益財団法人宮崎県スポーツ施設協会の貸借対照表、正味財産増減計算書等を入手しており、共同事業体の指定管理業務に係る収支計算書は入手していない。</p> <p>県によれば、指定管理業務の殆どは公益財団法人宮崎県スポーツ施設協会が実施しており、公益財団法人宮崎県スポーツ協会の関与は極めて限定的であるため、共同事業体の指定管理業務に係る収支計算書は入手していないとのことである。</p> <p>しかし、関与が限定的であるとしても公益財団法人宮崎県スポーツ協会の人件費等は発生しているはずである。よって、県は、共同事業体の指定管理業務に係る収支状況を適切に把握していないと言わざるを得ない。このため、県は、指定管理業務の収支を把握するため、共同事業体の指定管理業務に係る収支状況を適切に把握すべきである。</p>	指定管理業務に係る収支状況を把握するため、共同事業体としての指定管理業務に係る収支決算書を提出するよう指示を行い、提出を受けた。	教育庁 スポーツ振興課	261
指摘事項	<p>決算書等報告の審査表について</p> <p>本施設において、指定管理者である法人の決算書は入手されているが、「指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領」記載の審査表は作成されていない。</p> <p>指定管理者の経営困難等を理由とした指定の取消しがなされている自治体の事例もある等、法人の財務状況に起因したリスクに備えるため、指定管理者が安定的、継続的に公の施設の管理運営業務を実施できる状況にあるかどうかを確認することが必要である。</p> <p>このため、県は、法人の決算書を入手する意義を再確認し、審査表の作成を行い、具体的な審査を行うべきである。</p>	新たに策定された審査表により施設の財務状況について審査し、指定管理者へ財務改善の助言及び指導を行う。	教育庁 スポーツ振興課	262